

出水市障がい者計画
障がい福祉計画（第7期）
障がい児福祉計画（第3期）
（令和6年度～令和8年度）



令和6年3月
鹿児島県出水市

はじめに

本市では、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重しあいながら、誰もが同じように暮らせる社会を目指して、令和3年3月に策定した「出水市障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」に基づき、様々な障がい者施策の取組を進めてまいりました。

少子高齢化の進展などに伴い、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、障がい福祉のニーズも多様化してきています。

国においては、令和4年12月に、障がいのある人等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化等を盛り込んだ「障がい者総合支援法改正法」が公布されたほか、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」など様々な法整備が進められています。

本市においては、このような変化に的確に対応し、障がい児から障がい者までライフステージに応じた切れ目のない支援を目指して総合的かつ計画的に推進するために、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「出水市障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画は、基本理念を引き続き「誰もが互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず、共に支えあう「共生社会」の実現」として掲げ、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するために、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向や目標を定めたものです。

今後は、本計画に基づき、関係機関や団体等と連携しながら障がい者施策を着実に推進してまいりますので、市民の皆様により一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画を策定するに当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました出水市障害者計画等検討委員会、同作業部会の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただいた市民の皆様並びに障がい福祉サービス事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

出水市長 榎木 伸一

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 他の計画等との関係	2
4 計画の対象者	3
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連	3
6 計画の期間	4
7 「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に係る国の基本指針	5
8 計画策定手法について	7
第2章 本市の現状	8
第1節 本市の現状	8
1 人口の推移	8
2 障がい者手帳所持者数の推移	10
3 障がいのある児童・生徒の状況	15
4 各種手当の支給状況	16
5 障がい者の雇用状況	16
第2節 アンケート調査結果からみる障がい者・障がい児を取り巻く現状	17
1 市民へのアンケート調査	17
2 事業所等へのアンケート調査	26
第3章 基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本方針	30
3 施策の体系	32
第4章 障がい者計画	33
1 権利擁護	33
2 生活支援	35
3 生活環境	39
4 療育・教育	43
5 雇用・就業	46
6 保健・医療	48
7 情報・コミュニケーション	50
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	51
第1節 障がい福祉サービスに関する数値目標	51
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	51
2 地域生活支援の充実	52
3 福祉施設から一般就労への移行等	53
4 障がい児支援の提供体制の整備等	55

5	発達障がい者等に対する支援	56
6	相談支援体制の充実・強化等	57
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	58
第2節	障がい福祉サービスの見込量	59
1	訪問系サービス	59
2	日中活動系サービス	64
3	居住系サービス	74
4	相談支援	77
5	障がい児通所支援	79
6	障がい児相談支援	83
7	地域生活支援事業	85
第6章	計画の推進にあたって	93
1	住民・事業者・地域等との協働の推進	93
2	個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	93
3	計画の達成状況の点検及び評価	93
資料編		94
1	出水市障害者計画等検討委員会委員名簿	94
2	用語解説	95

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、出水市総合計画の中で「みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市」を掲げており、この将来都市像を実現するために「人々の知恵と活力で築くまちづくり」を基本理念として掲げ、日々環境整備に努めています。

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。国においては、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年度には共生社会の実現に向けた障がい者の主体的な社会参加、これを制約する社会的障壁の除去等を基本理念とする「第5次障害者基本計画」が策定されました。

また、令和5年5月に見直された基本指針では、これまで指針で示されていた地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障がい児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障がい者等に対する虐待の防止や障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者等への支援の明確化等について新たに示されています。

本市では、令和5年度をもって「障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の期間が終了することから、国・県の動向、本市におけるこれまでの計画の目標数値に対する進捗状況や各年度における障がい福祉サービスの利用状況等を踏まえ、令和8年度を最終目標年次とした具体的な目標数値や各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障がい福祉施策の一層の充実を図るために「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

※ 表記の取り扱い

(1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。

何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。

(例：障がい者等、障がい福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)

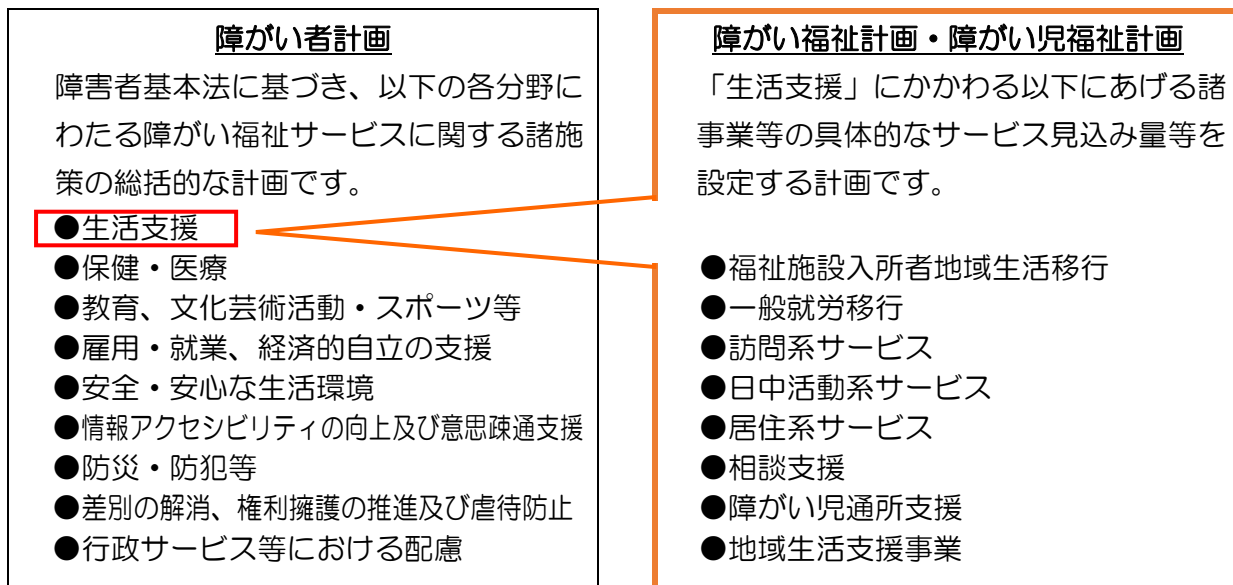
(2) 法令等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、団体、施設名等の名称を除き、「障害」を「障がい」と表記します。

(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

2 計画の位置づけ

「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく計画で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

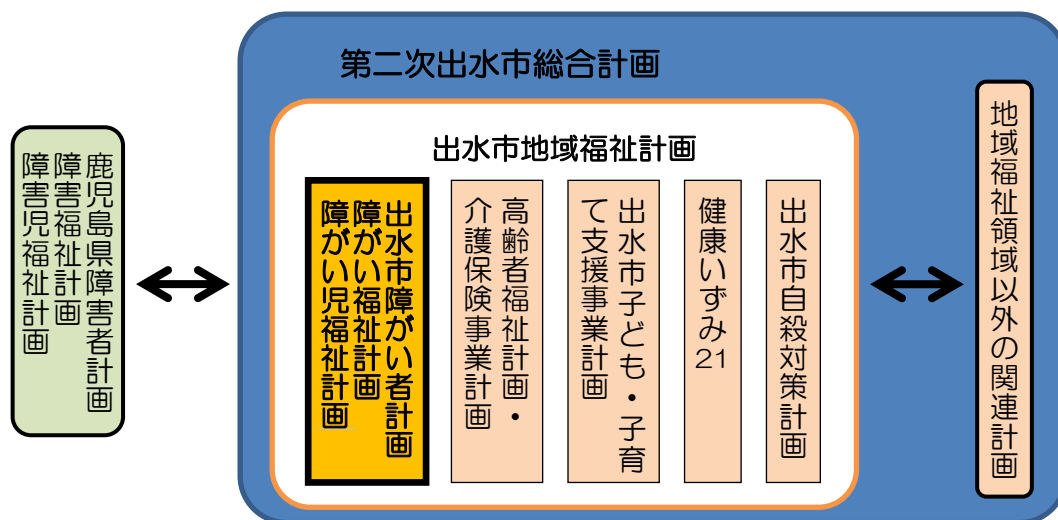
「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として、また、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、国の定める基本指針に即して、障がい福祉サービス等の必要量の見込みや提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。



3 他の計画等との関係

本計画は、第二次出水市総合計画の部門別計画として位置づけられ、関連する本市の様々な計画との整合を図り策定します。

また、国の「障害者基本計画」、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」及び「鹿児島県障害者計画」等、国や県が示す方向性を踏まえて策定します。



4 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいも含む）のみならず、難病を患っている方なども対象としています。

また、18歳未満の障がいのある幼児や児童生徒の「障がい児」についても対象としています。

身体障がい者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
知的障がい者	知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
精神障がい者	精神障害者福祉法第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者
難病	障害者総合支援法第4条に規定する疾病
障がい児	児童福祉法第4条第2項に規定する児童

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

平成27年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においてもSDGsの理念である「誰一人取り残さない」の下、SDGsの理念に沿った取組を推進していきます。



6 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
国	第4次障害者基本計画					第5次障害者基本計画				
県	県障害者計画（第4次）					県障害者計画（第5次）				
	障害福祉計画（第5期） 障害児福祉計画（第1期）		障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）			障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）				
出水市	障がい者計画 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画				

7 「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に係る国の基本指針

令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和4年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。

令和5年5月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障がい児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障がい者等に対する虐待の防止や障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

<基本指針見直しの主なポイント>

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障がい者に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

8 計画策定手法について

(1) 市民へのアンケート調査

市内在住の各障がい者手帳所持者を対象に、アンケート調査を行いました。

(2) 事業所等へのアンケート調査

市内の障がい福祉サービス事業所等を対象に、アンケート調査を行いました。

(3) 出水市障害者計画等検討委員会及び作業部会の設置

計画案を検討するため「出水市障害者計画等検討委員会」を設置して協議を行いました。この委員会は、保健、医療、福祉及び労働の関係者のほか、障がい者、障がい者団体関係者、学識経験者等を委員とし、幅広い意見の集約を行いました。

また、障がい者団体、ホームヘルパー、相談支援専門員、庁内関係部局の担当者等で構成する「作業部会」を設置し、具体的な課題等と計画案の整合を図りながら、原案作成の作業を行いました。

(4) 見込量・目標値の検討

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」で設定する見込量・目標値の検討を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

計画等検討委員会及び本市で検討・作成した計画素案に対して、市のホームページや市役所本庁及び各支所において一定期間、市民の皆さまから広く意見を募集しました。

第2章 本市の現状

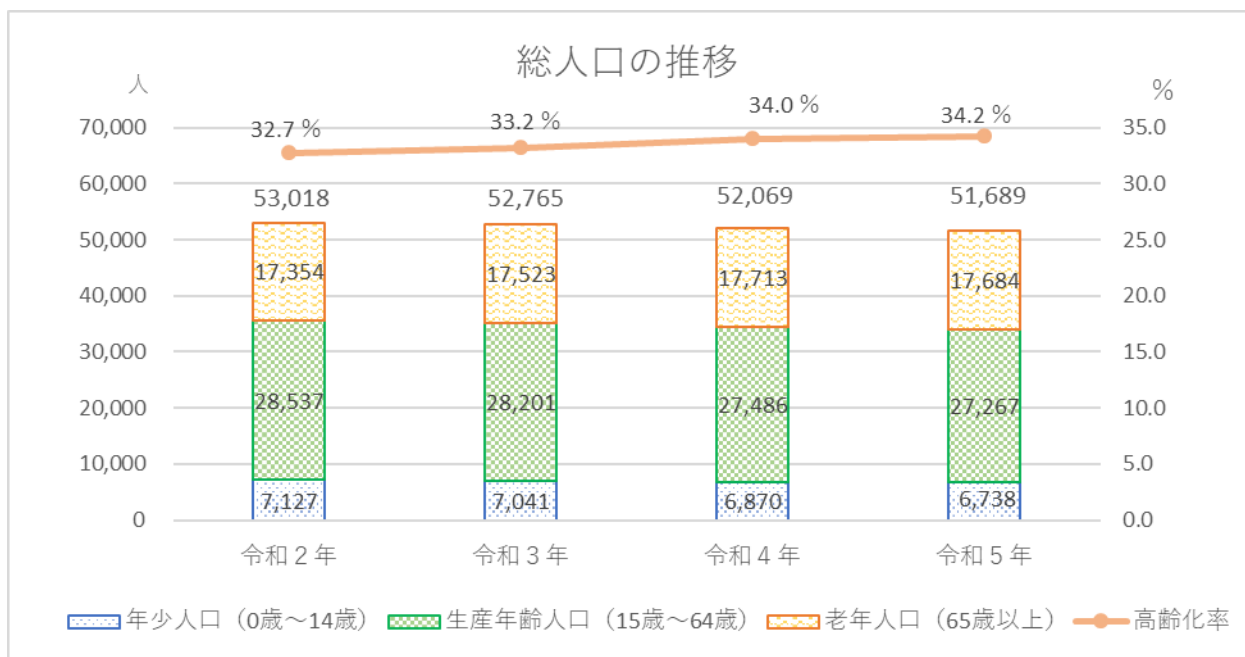
第1節 本市の現状

1 人口の推移

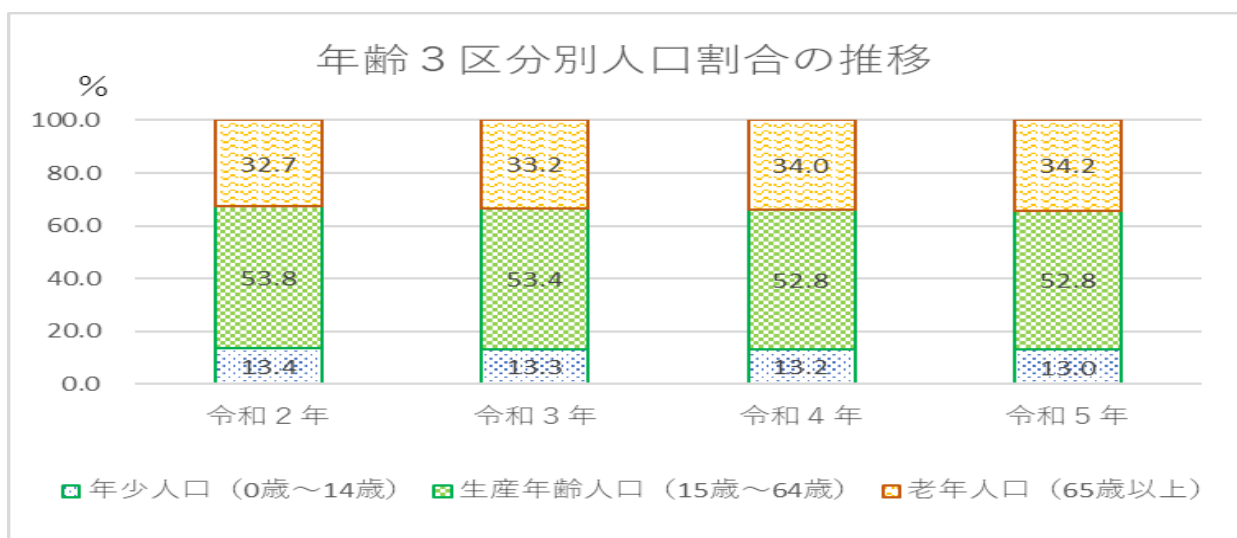
(1) 総人口及び年齢3区分人口の推移

本市の総人口は、令和5年4月現在51,689人で、老年人口は増加傾向であるものの年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

年齢3区分別人口割合は、令和5年4月では年少人口13.0%、生産年齢人口52.8%、老年人口34.2%となっています。



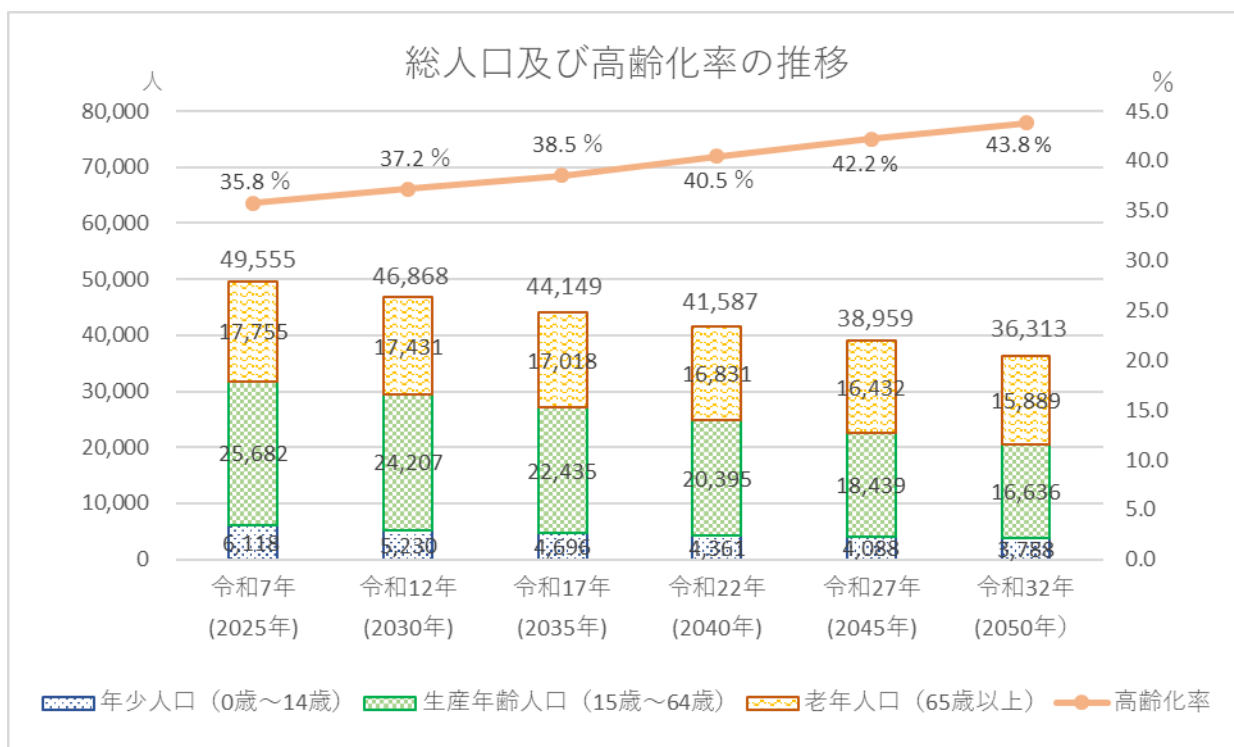
(住民基本台帳 各年4月1日現在)



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

(2) 人口の見通し

本市の総人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口」推計によると、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年では49,555人、団塊の世代が90歳以上となる令和22年では41,587人となり、今後も人口の減少が見込まれ、令和22年度以降の高齢化率は40.0%を超える見込みとなっています。



(国立社会保障・人口問題研究所 「地域別将来推計人口 (令和5年推計)」)

2 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者は、令和4年度末は3,881人であり、近年は横ばい傾向となっています。

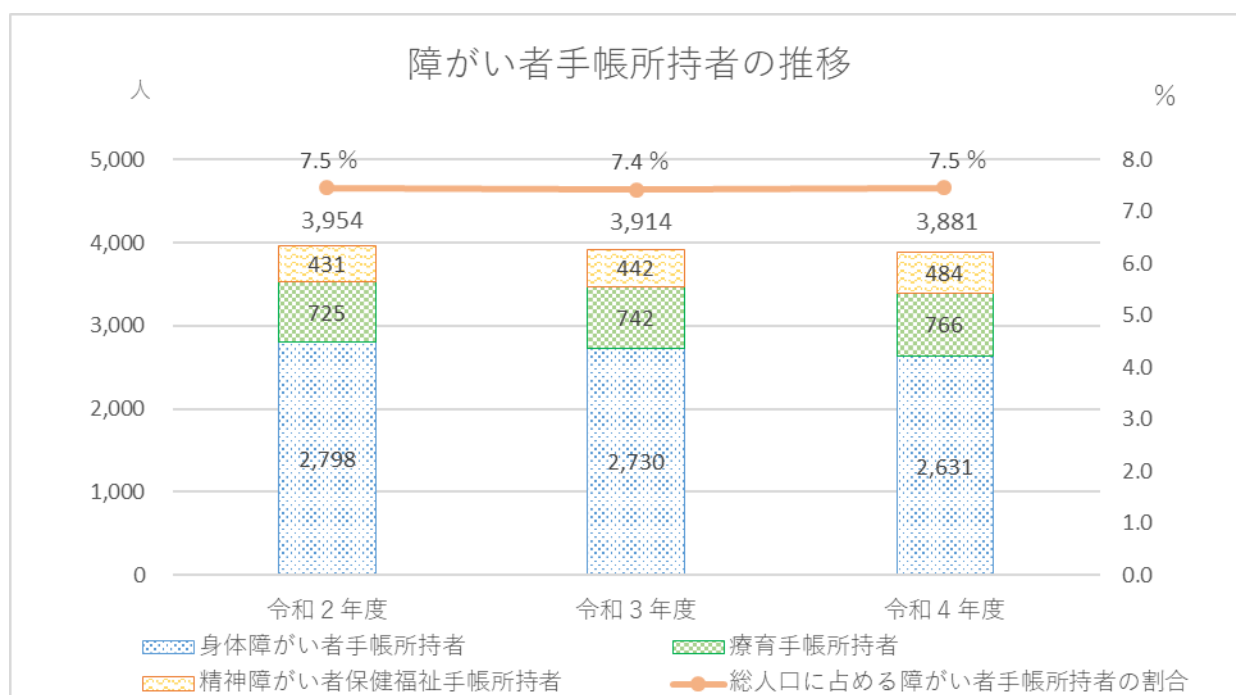
総人口に占める障がい者手帳所持者の割合をみると7%台で推移しています。

また、各障がい者手帳所持者については、身体障がい者手帳所持者は減少、療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加しています。

(人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計
総数	3,762	192	3,954	3,725	189	3,914	3,687	194	3,881
身体障がい者手帳所持者	2,751	47	2,798	2,685	45	2,730	2,586	45	2,631
療育手帳所持者	586	139	725	607	135	742	626	140	766
精神障がい者保健福祉手帳所持者	425	6	431	433	9	442	475	9	484

(各年度3月31日現在)



(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

令和4年度末の身体障がい者手帳所持者は2,631人で、減少傾向で推移しています。

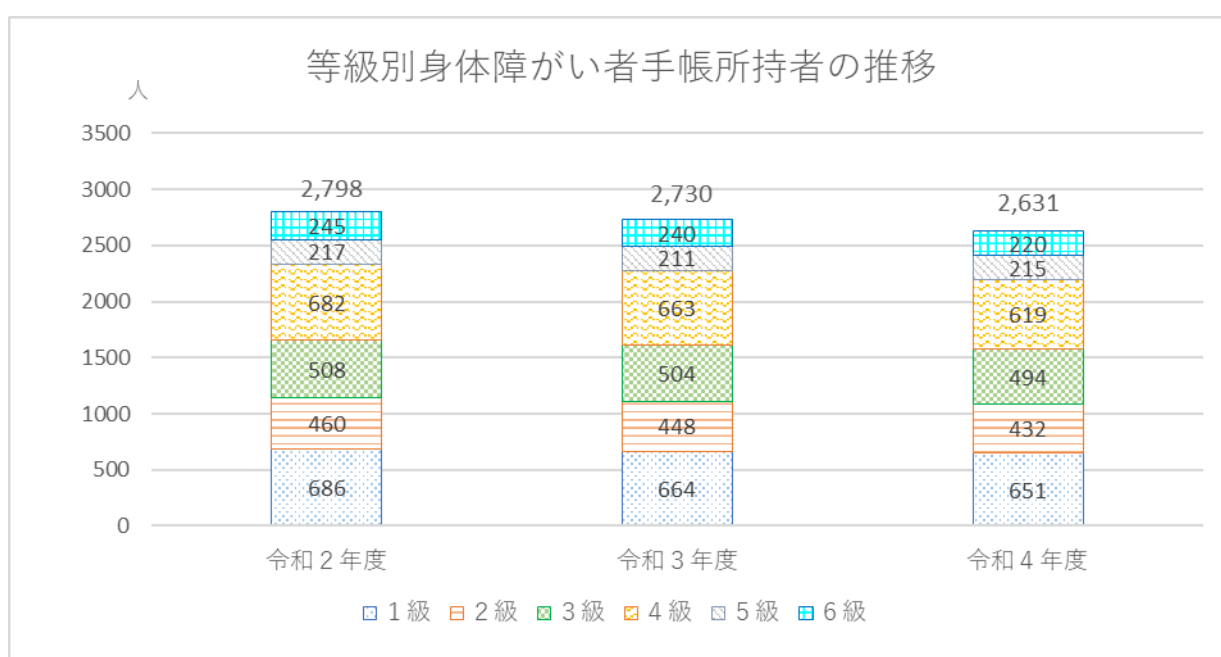
等級別では、令和4年度末では、1級の重度障がい者・児は651人となっており全体の約2割を占めています。

障がい種別でみると、肢体不自由が最も多く1,411人となり全体の約5割を占めています。

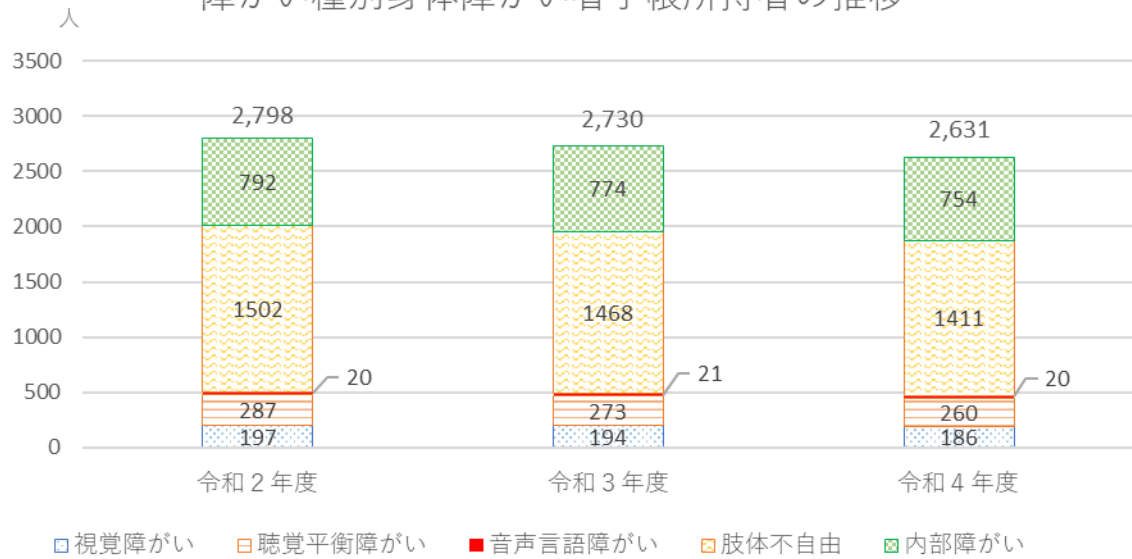
(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計
総数		2,751	47	2,798	2,685	45	2,730	2,586	45	2,631
等級別	1級	666	20	686	645	19	664	633	18	651
	2級	448	12	460	437	11	448	419	13	432
	3級	500	8	508	496	8	504	486	8	494
	4級	677	5	682	658	5	663	616	3	619
	5級	215	2	217	209	2	211	212	3	215
	6級	245	0	245	240	0	240	220	0	220
障がい種別	視覚障がい	196	1	197	194	0	194	186	0	186
	聴覚平衡障がい	280	7	287	266	7	273	253	7	260
	音声言語障がい	20	0	20	21	0	21	20	0	20
	肢体不自由	1,474	28	1,502	1,440	28	1,468	1,383	28	1,411
	内部障がい	781	11	792	764	10	774	744	10	754

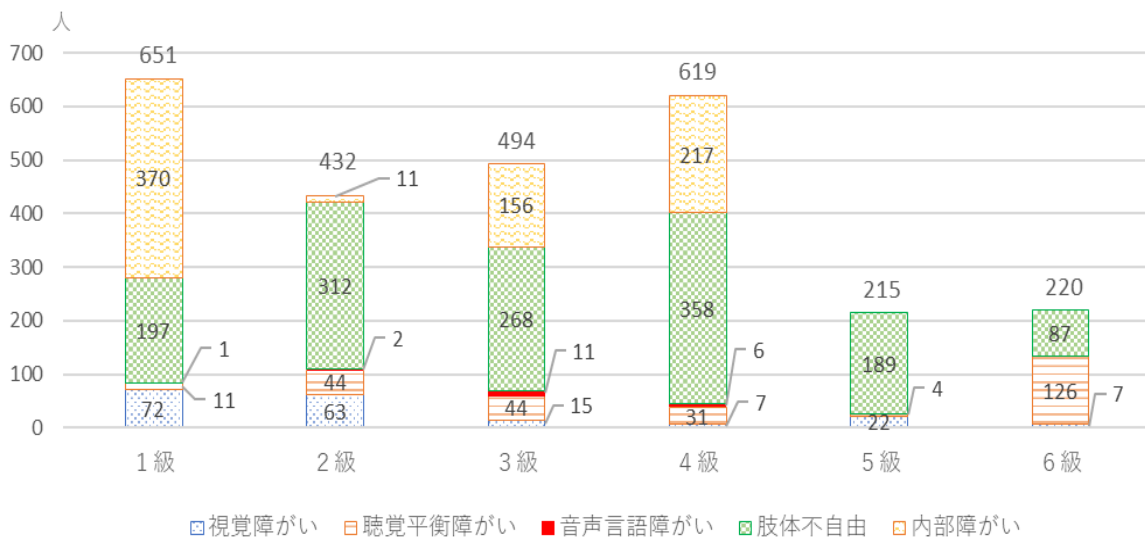
(各年度3月31日現在)



障がい種別身体障がい者手帳所持者の推移



等級別・障がい種別にみた身体障がい者手帳所持者の内訳（令和4年度）



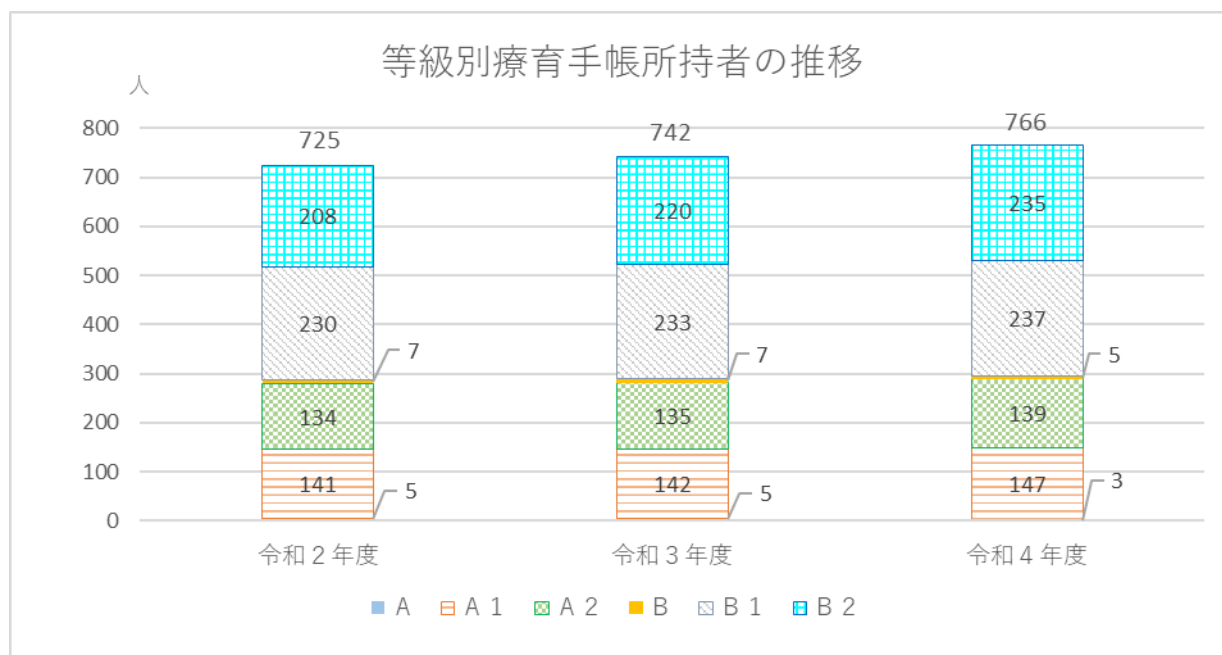
(3) 療育手帳所持者の状況

令和4年度末の療育手帳所持者は766人で、増加傾向で推移しています。
 等級別では、B1が237人、B2が235人となり全体の約7割を占めています。

(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計
総 数		586	139	725	607	135	742	626	140	766
障がい程度	A	5	0	5	5	0	5	3	0	3
	A1	124	17	141	125	17	142	133	14	147
	A2	116	18	134	117	18	135	118	21	139
	B	7	0	7	7	0	7	5	0	5
	B1	199	31	230	207	26	233	213	24	237
	B2	135	73	208	146	74	220	154	81	235

(各3月31日現在)



(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

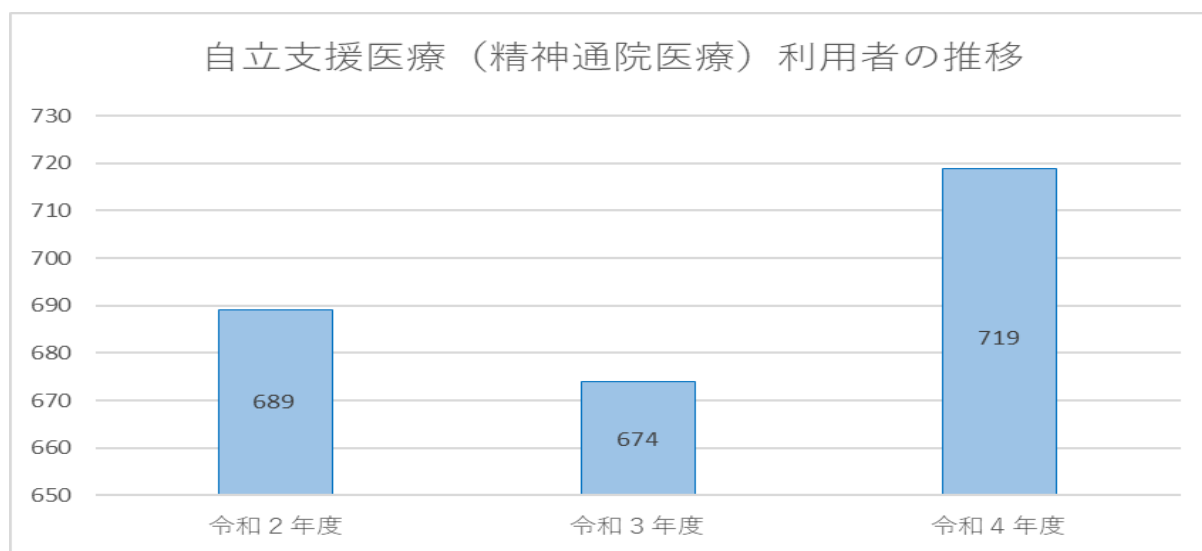
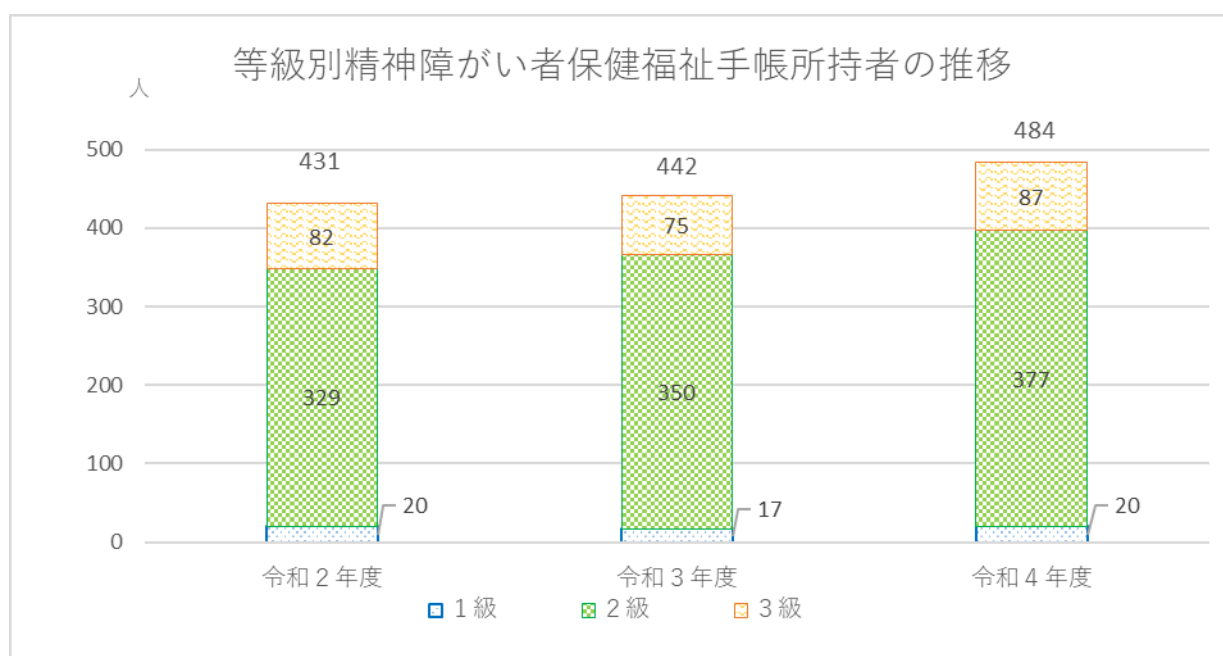
令和4年度末の精神障がい者保健福祉手帳所持者は484人で、増加傾向で推移しています。

等級別では、2級が377人となり全体の約8割を占めています。

(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計	障がい者	障がい児	計
総数		425	6	431	433	9	442	475	9	484
等級別	1級	20	0	20	17	0	17	20	0	20
	2級	324	5	329	341	9	350	368	9	377
	3級	81	1	82	75	0	75	87	0	87

(各年3月31日現在)



3 障がいのある児童・生徒の状況

(1) 特別支援学級の状況

令和4年度における本市の特別支援学級については、小学校では53クラス277人、中学校では19クラス89人となっており、いずれも学級数、児童数ともに増加傾向となっています。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	学級数	44 クラス	48 クラス	53 クラス
	児童数	235 人	262 人	277 人
中学校	学級数	13 クラス	15 クラス	19 クラス
	生徒数	58 人	72 人	89 人

(各年度5月1日現在)

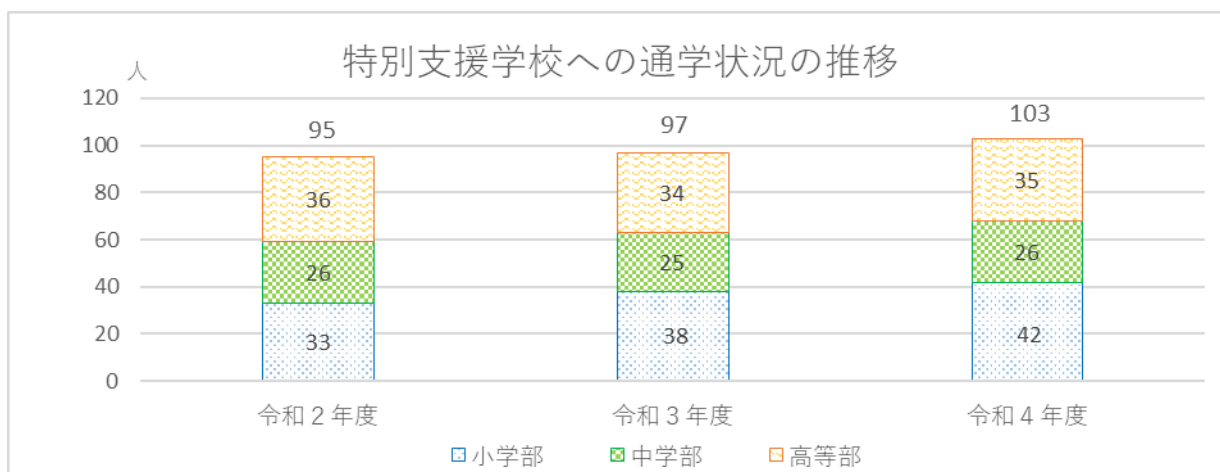
(2) 特別支援学校への通学の状況

特別支援学校への通学状況については、小学部は増加傾向にありますが、中学部・高等部は横ばい傾向にあります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	33	38	42
中学部	26	25	26
高等部	36	34	35
合計	95	97	103

(各年度5月1日現在)



4 各種手当の支給状況

各種手当の支給状況は以下のとおりとなっています。

(人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
障がい基礎年金				1,265
特別障がい者手当	19	12	2	33
経過的福祉手当	0	0	1	1
特別児童扶養手当	28	44	44	116
障がい児福祉手当	19	10	0	29

(令和5年3月31日現在)

5 障がい者の雇用状況

(1) 市内企業の障がい者の雇用状況

本市における企業の障がい者の雇用状況は、43社中30社が法定雇用率を達成しており達成率は69.8%となっています。

規模	企業数(社)		労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率
	達成	未達成			
50~99人	25	18	1554.5	44.0	3.02%
100~299人	13	9	2554.0	62.0	2.59%
300~499人	2	2	640.0	27.5	4.75%
500~999人	2	0	1039.5	17.5	2.01%
1000人以上	1	1	1209.5	42.0	3.47%
合計	43	30	6997.5	193.0	2.96%

(令和5年6月1日現在)

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

本市における障がい者の雇用状況については、以下のとおりとなっています。

職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
880人	775人	24人	3.1%	2.6%

(令和5年6月1日現在)

第2節 アンケート調査結果からみる障がい者・障がい児を取り巻く現状

1 市民へのアンケート調査

(1) 調査の概要

本市における障がいのある方を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、令和5年度中に見直しを行う「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的として実施しました。

① 調査時期

令和5年8月

② 調査対象者

本市に在住する各障がい者手帳所持者を年齢順に並べ無作為抽出とし、身体障がい者手帳は1／3、療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳は全員を配布対象としました。

身体障がい者手帳	815 件
療育手帳	447 件
精神障がい者保健福祉手帳	435 件
計	1,697 件

③ 調査方法

郵送による配布・回収

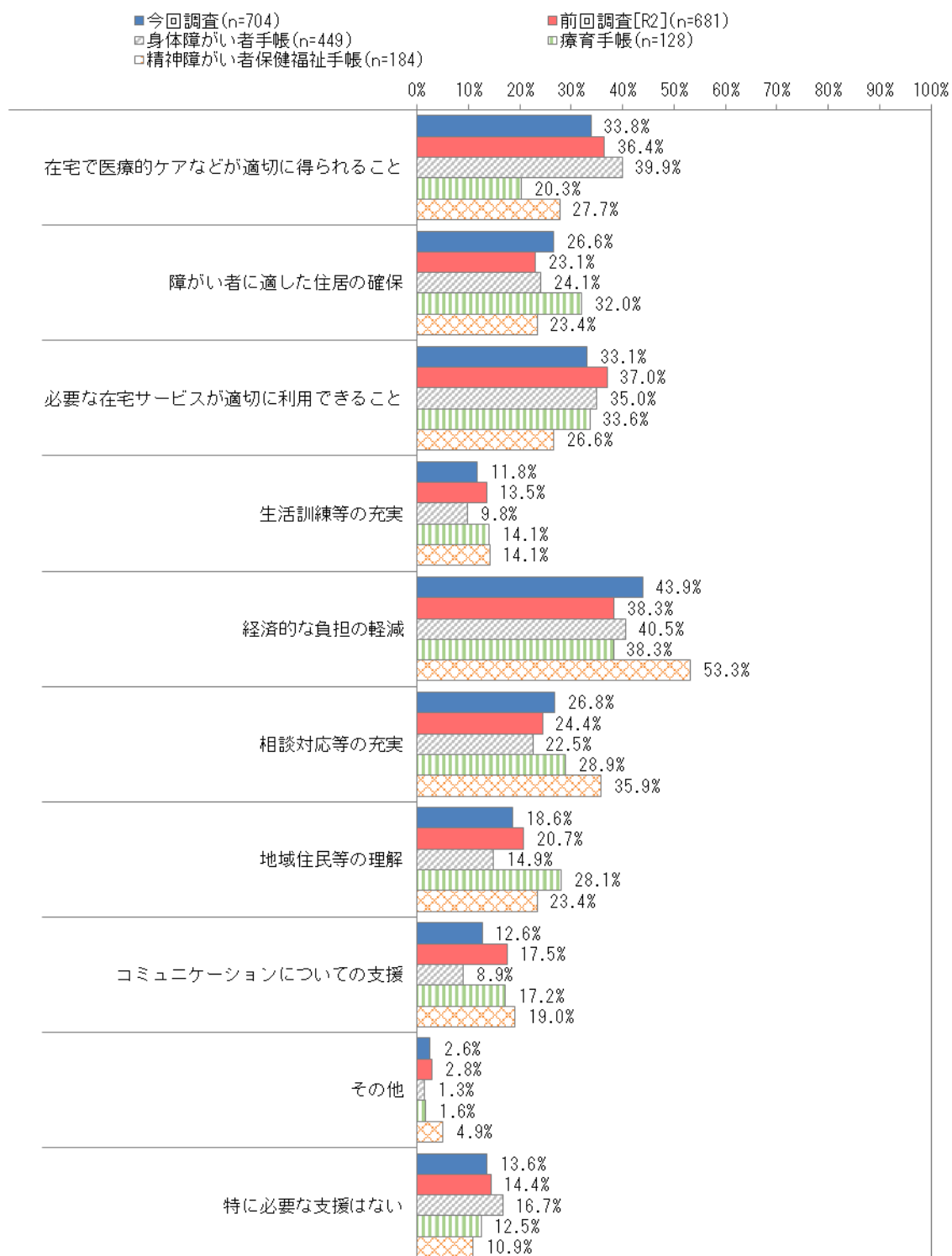
④ 回収結果

	配布件数	回収件数	回収率
障がい者	1,559 件	704 件	45.2 %
障がい児	138 件	66 件	47.8 %
計	1,697 件	770 件	45.4 %

(2) 調査結果 【障がい者】

① 地域で生活し続けるために必要な支援

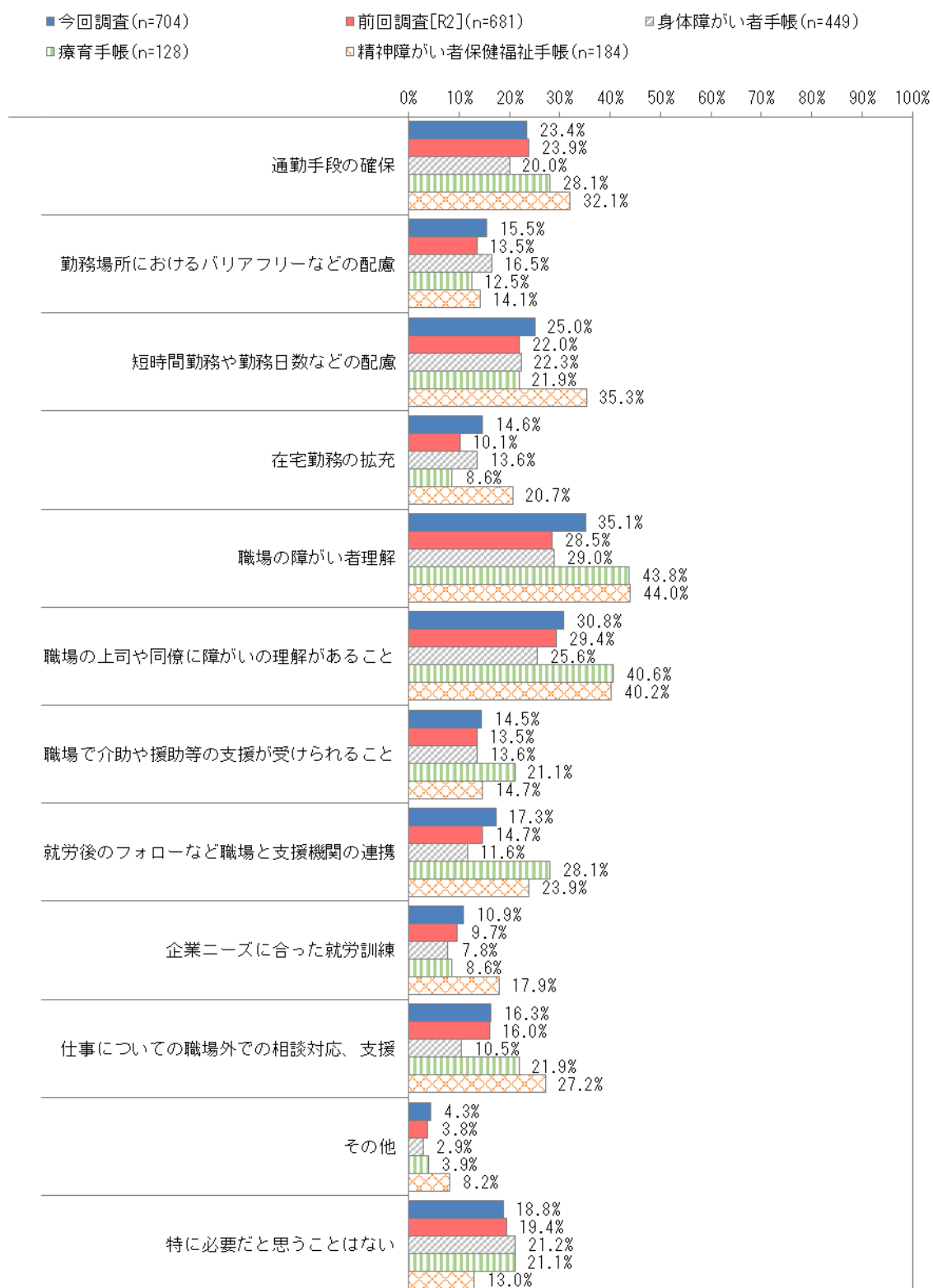
地域で生活し続けるために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が43.9%と最も多く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が33.8%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が33.1%となっています。



② 就労のために必要な支援

就労のために必要な支援については、「職場の障がい者理解」が35.1%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が30.8%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が25.0%となっています。

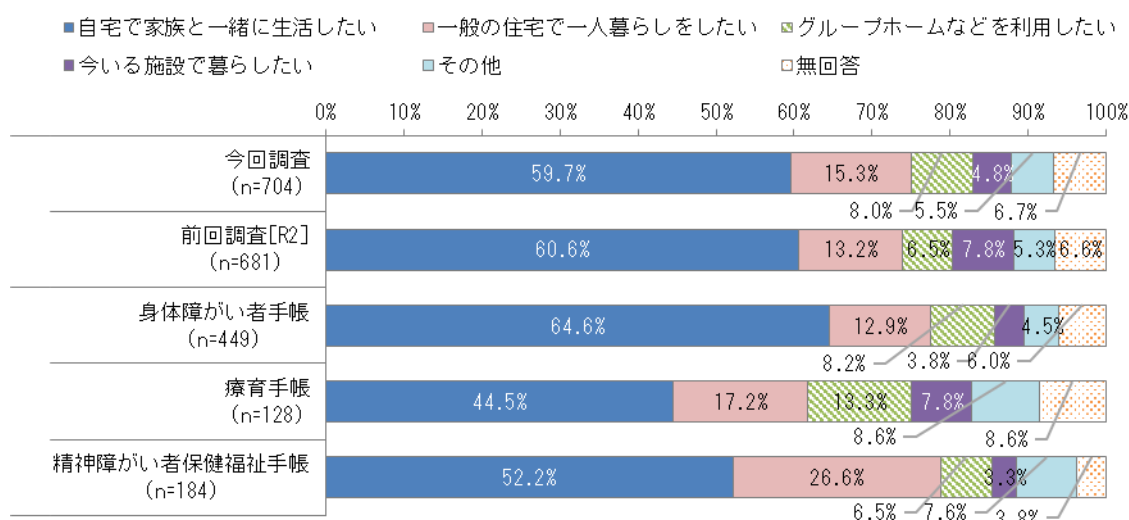
障がい種別でも、身体障がい者手帳所持者・精神障がい者保健福祉手帳所持者・療育手帳所持者すべてで「職場の障がい者理解」が最も多くなっています。



③ 将来希望する居住環境

将来の暮らし方については、「自宅で家族と一緒に生活したい」が59.7%と最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が15.3%、「グループホームなどを利用したい」が8.0%となっています。

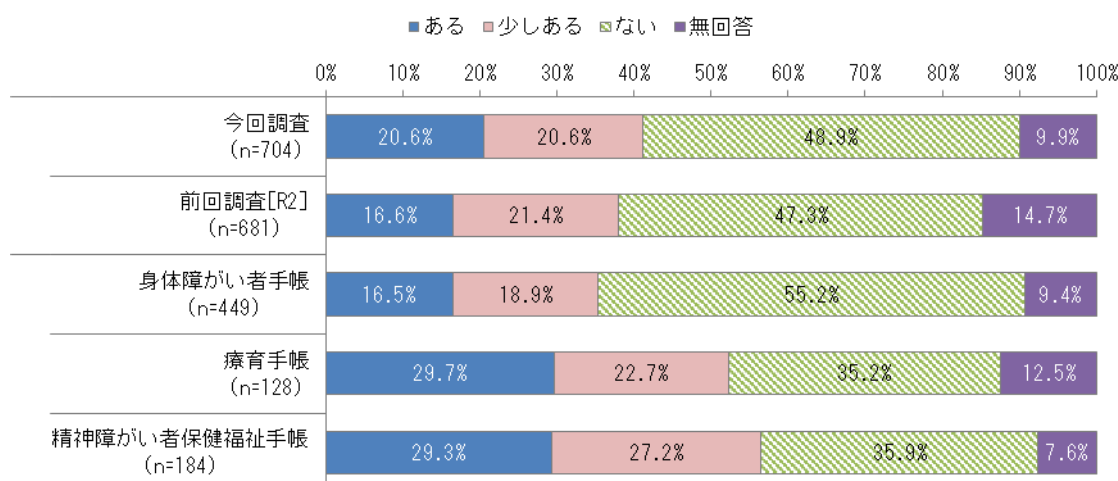
障がい種別でみると、「自宅で家族と一緒に生活したい」の割合が、身体障がい者手帳所持者では64.6%と、療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者より10.0ポイント以上多くなっています。



④ 差別等を感じた経験

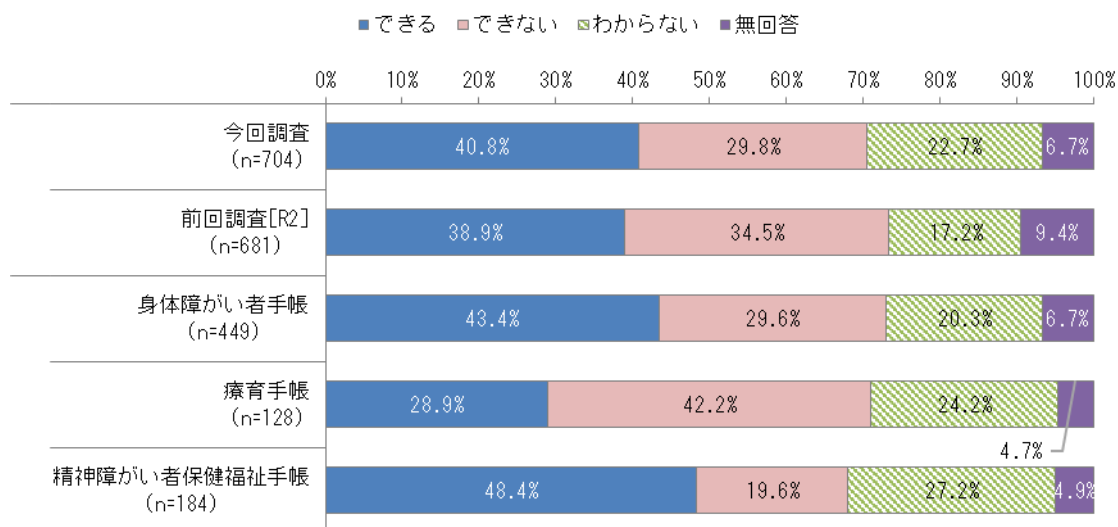
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、「ある」が20.6%、「少しある」が20.6%、「ない」が48.9%となっています。

障がい種別でみると、全ての種別において「ない」が最も多くなっています。



⑤ 災害時の自力避難

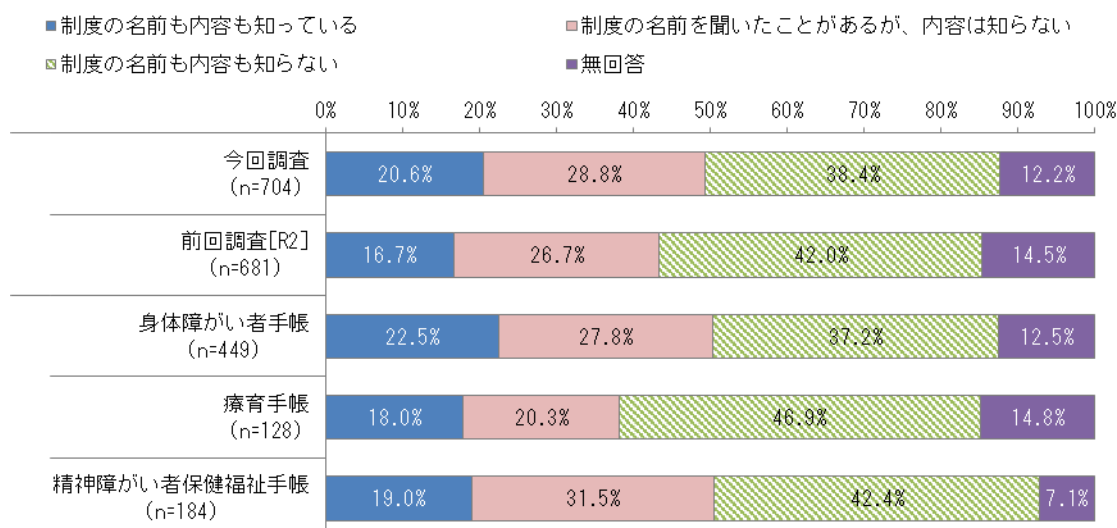
災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が40.8%、「できない」が29.8%、「わからない」が22.7%、「無回答」が6.7%となっています。



⑥ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「制度の名前も内容も知らない」が38.4%、「制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.8%、「制度の名前も内容も知っている」が20.6%となっています。

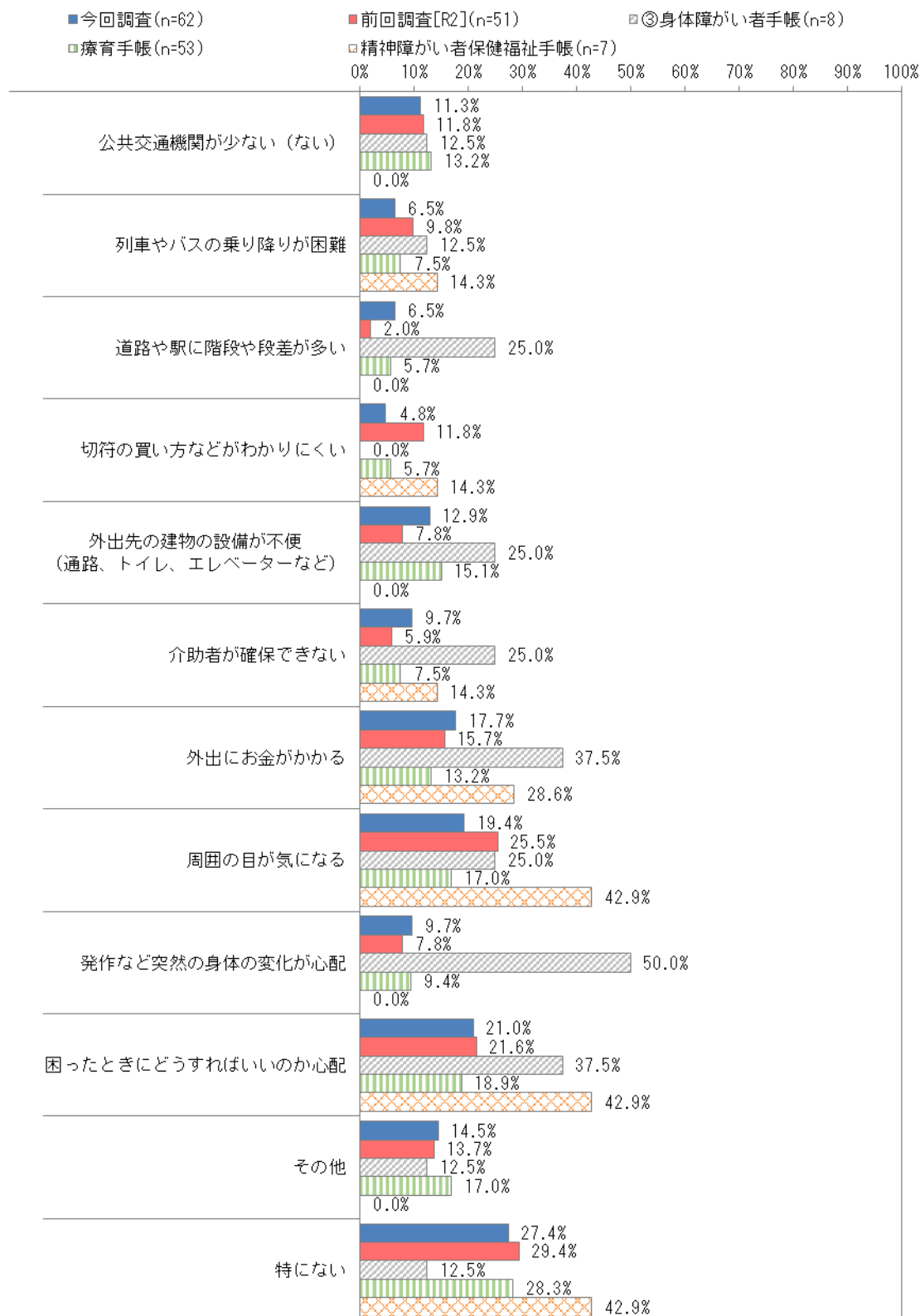
障がい種別でみると、いずれの手帳所持者においても「制度の名前も内容も知らない」が最も多くなっています。



(3) 調査結果 【障がい児】

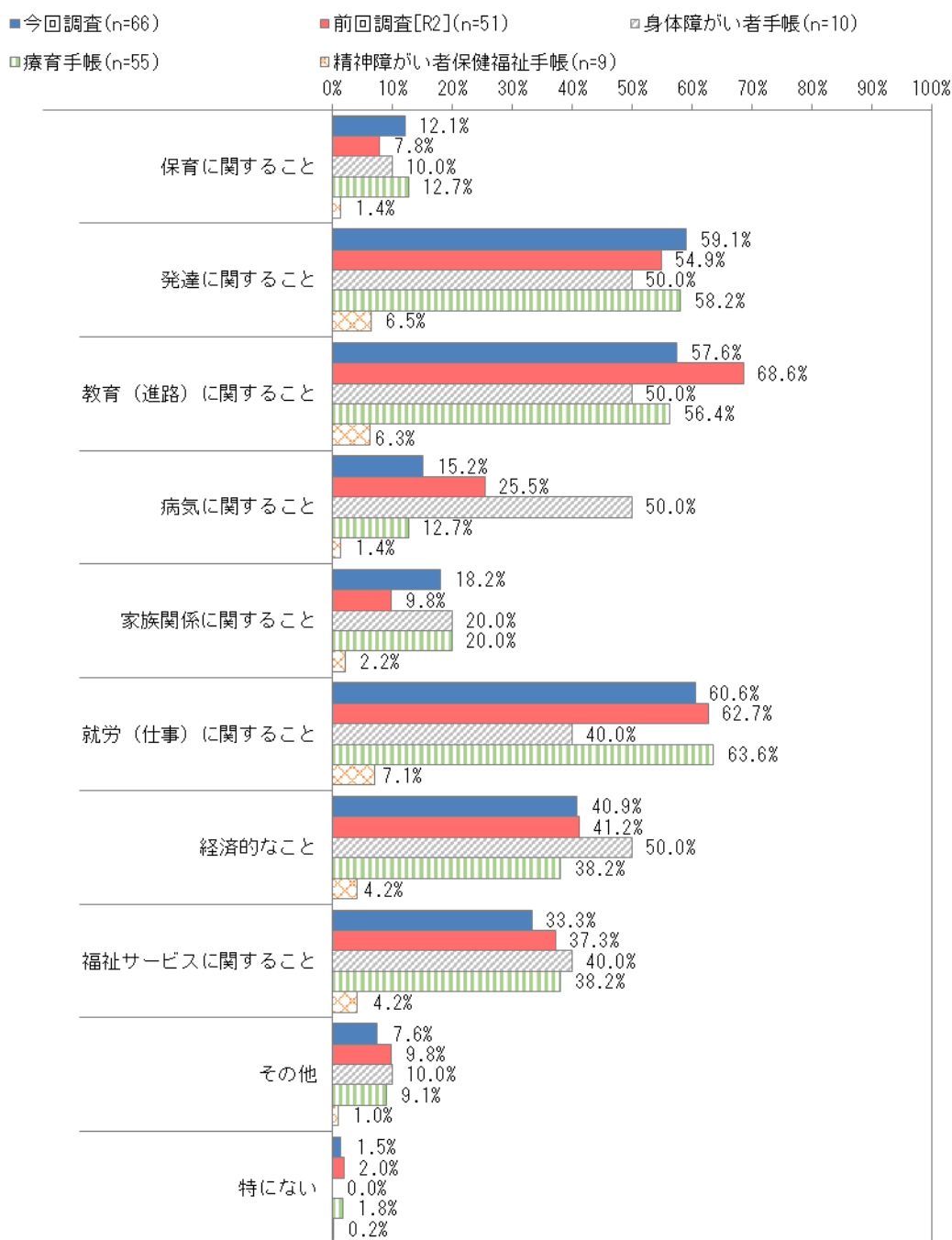
① 外出時の困りごとについて

外出時の困りごとについては、「特にない」が27.4%と最も多く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が21.0%、「周囲の目が気になる」が19.4%となっています。



② 悩みや心配ごとについて

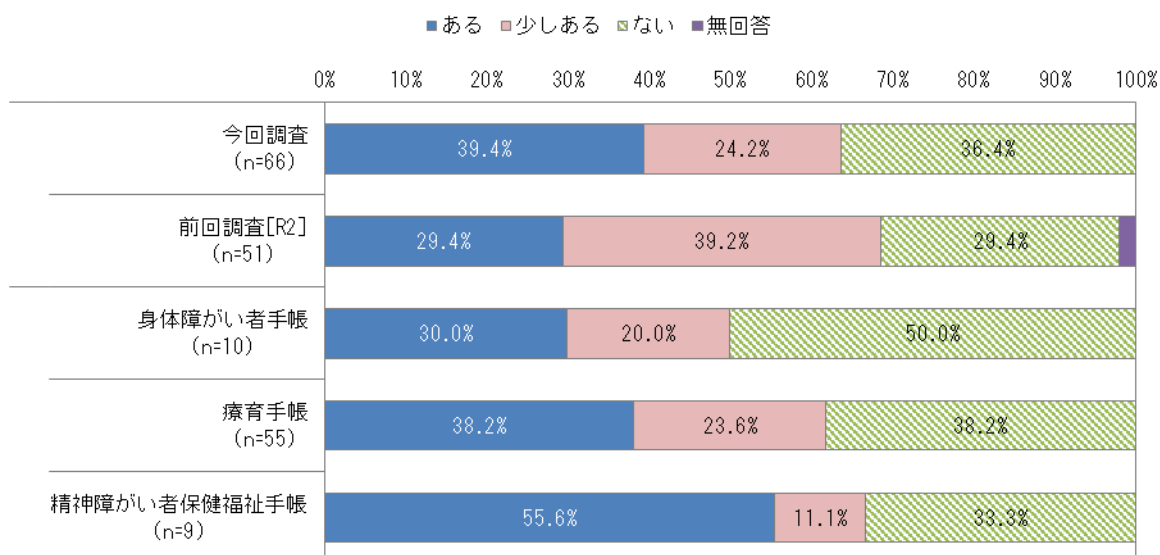
悩みや心配ごとについては、「就労（仕事）に関すること」が60.6%と最も多く、次いで「発達に関すること」が59.1%、「教育（進路）に関すること」が57.6%となっています。また、「経済的なこと」についても約4割と多くなっています。



③ 差別等を感じた経験

差別等の経験有無については、「ある」が39.4%、「少しある」が24.2%、「ない」が36.4%となっています。

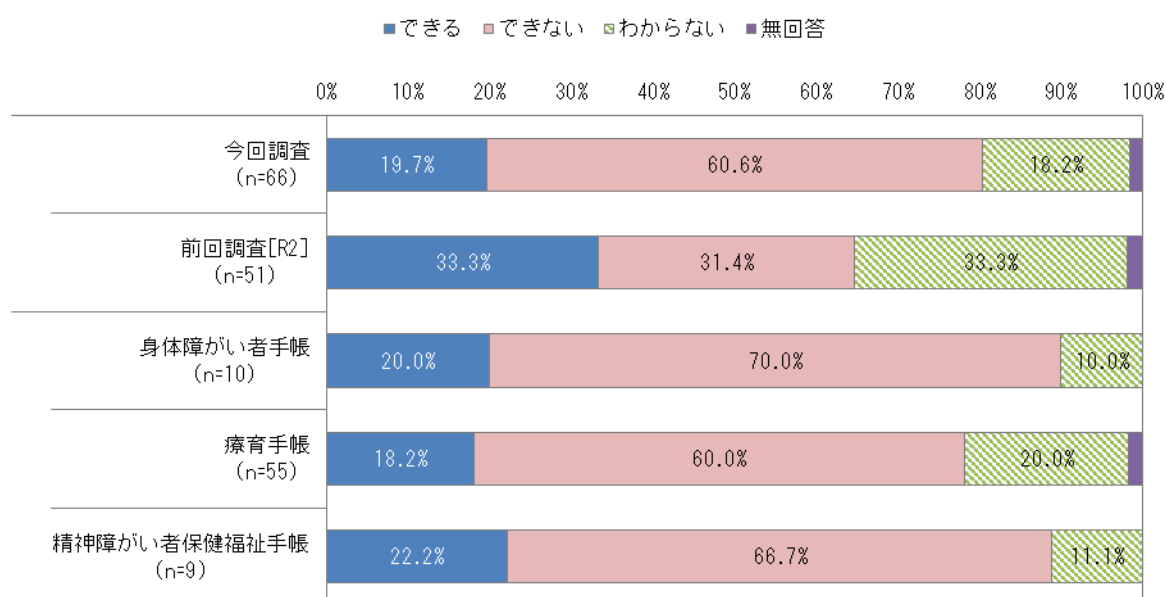
障がい種別でみると、身体障がい者手帳所持者では「ない」が50.0%、療育手帳所持者では「ある」「ない」がともに38.2%、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「ある」が55.6%と最も多くなっています。



④ 災害時の自力避難

災害時の一人での避難可否については、「できる」が19.7%、「できない」が60.6%、「わからない」が18.2%となっています。

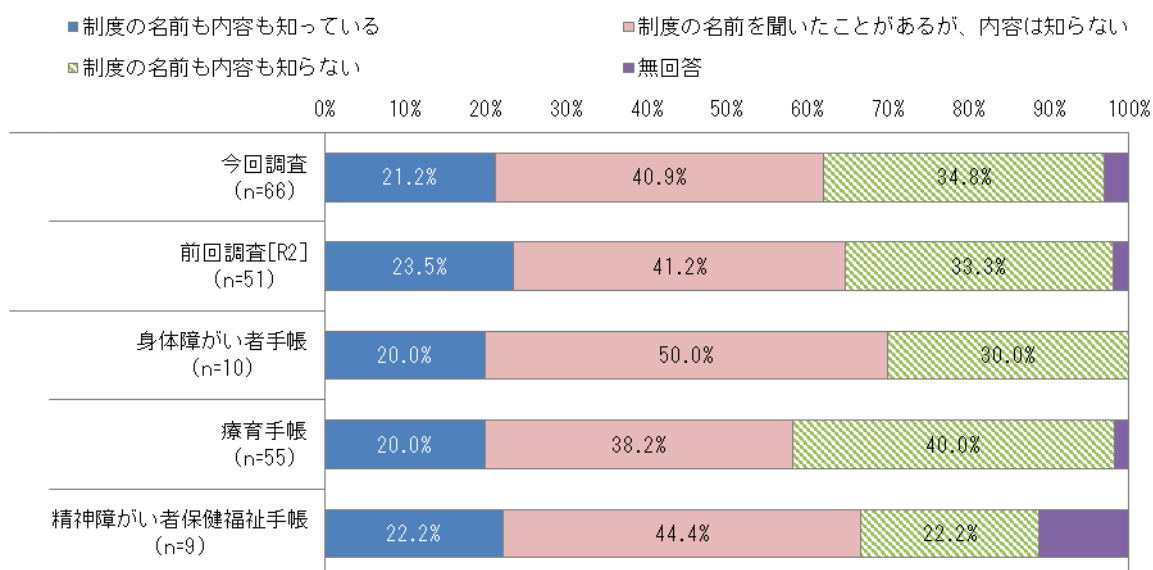
障がい種別でみると、すべての手帳所持者で「できない」が最も多くなっています。



⑤ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が40.9%、次いで「制度の名前も内容も知らない」が34.8%、「制度の名前も内容も知っている」が21.2%となっています。

障がい種別でみると、身体障がい者手帳・精神障がい者保健手帳所持者では「制度の名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がそれぞれ50.0%・44.4%、療育手帳所持者では「制度の名前も内容も知らない」が40.0%と最も多くなっています。



2 事業所等へのアンケート調査

(1) 調査の概要

本市における障がい福祉サービス事業所等の運営状況やサービスの提供状況等に係る意見・要望等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、令和5年度中に見直しを行う「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的として実施しました。

① 調査時期

令和5年9月

② 調査対象施設

本市内の障がい福祉サービス事業所を配布対象としました。

③ 調査方法

郵送による配布・回収

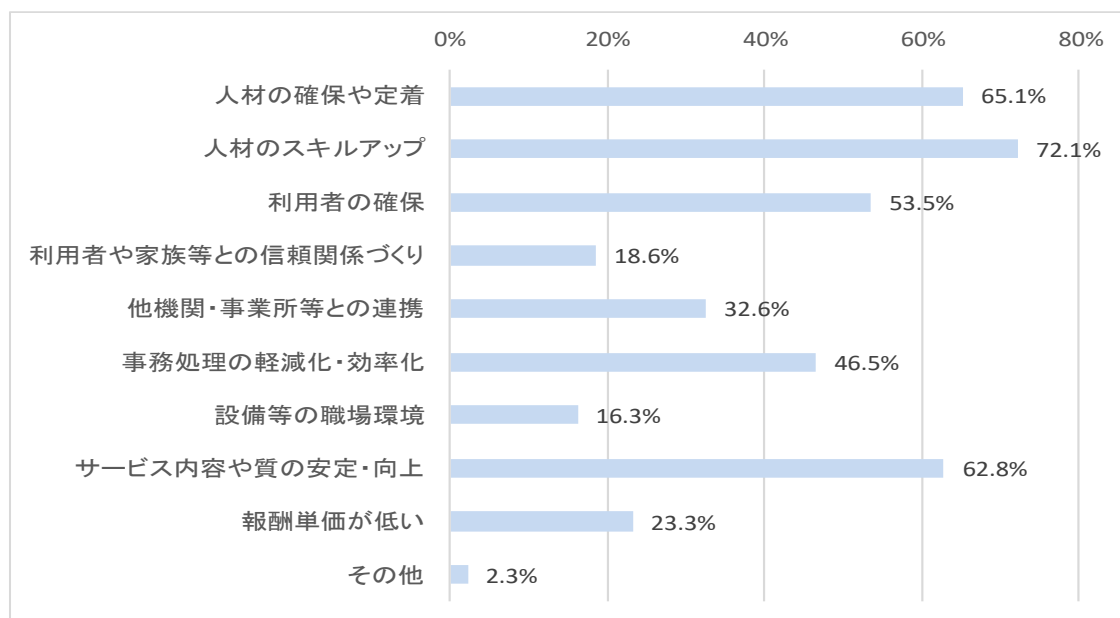
④ 配布件数・回収結果

配布件数	回収件数	回収率
55事業所	43事業所	78.2 %

(2) 調査結果

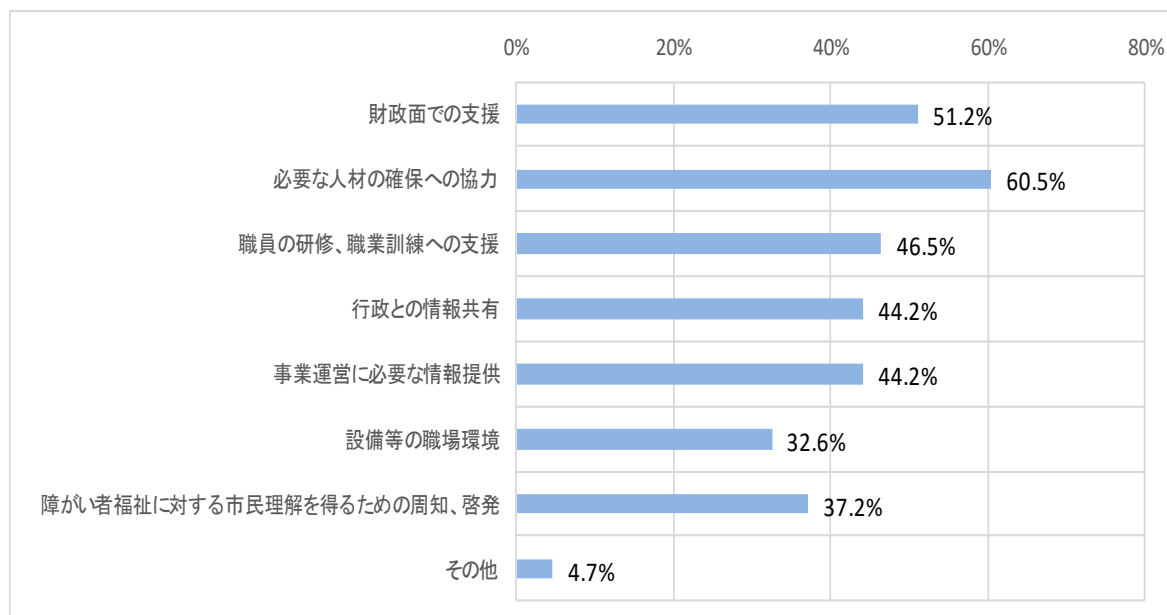
① サービス提供についての課題

「人材のスキルアップ」が72.1%、次いで「人材の確保や定着」が65.1%、「サービス内容や質の安定・向上」が62.8%となっています。



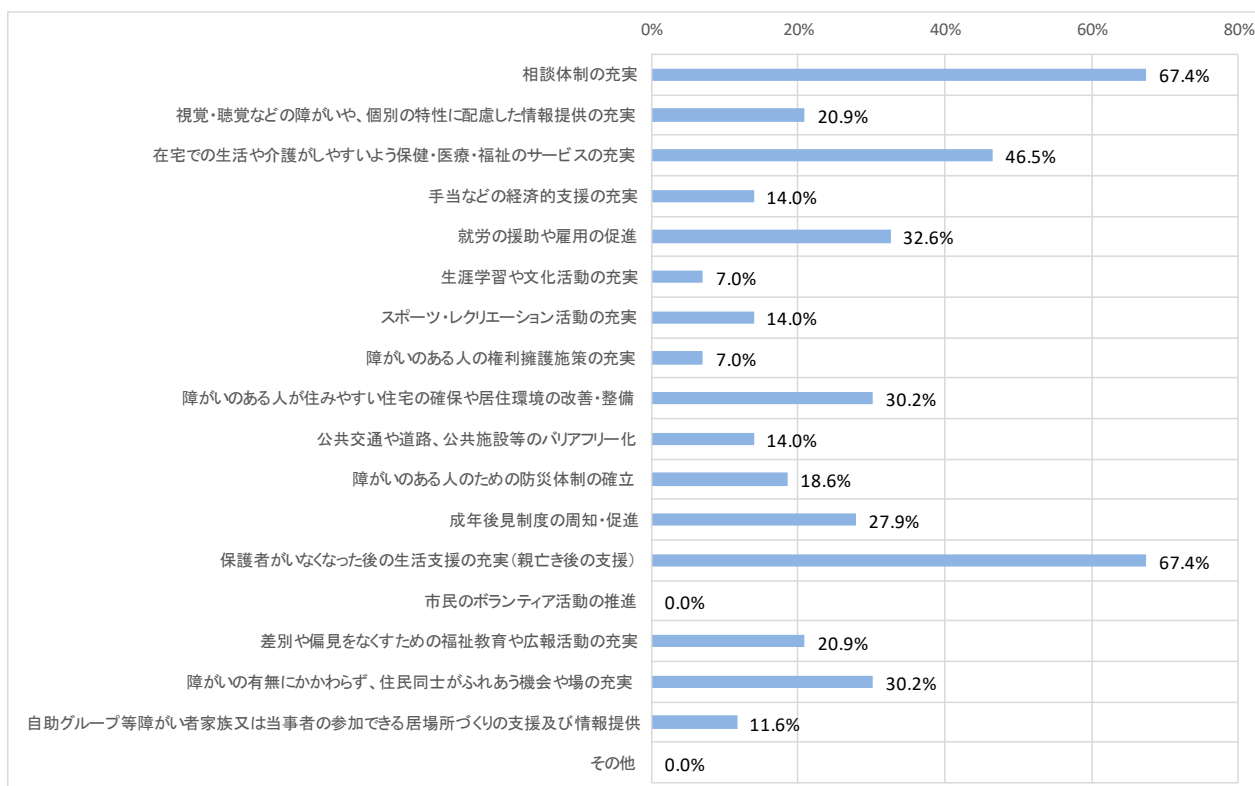
② 今後の事業運営にあたっての必要な支援

「必要な人材の確保への協力」が60.5%、次いで「財政面での支援」が51.2%、「職員の研修、職業訓練への支援」が46.5%となっています。



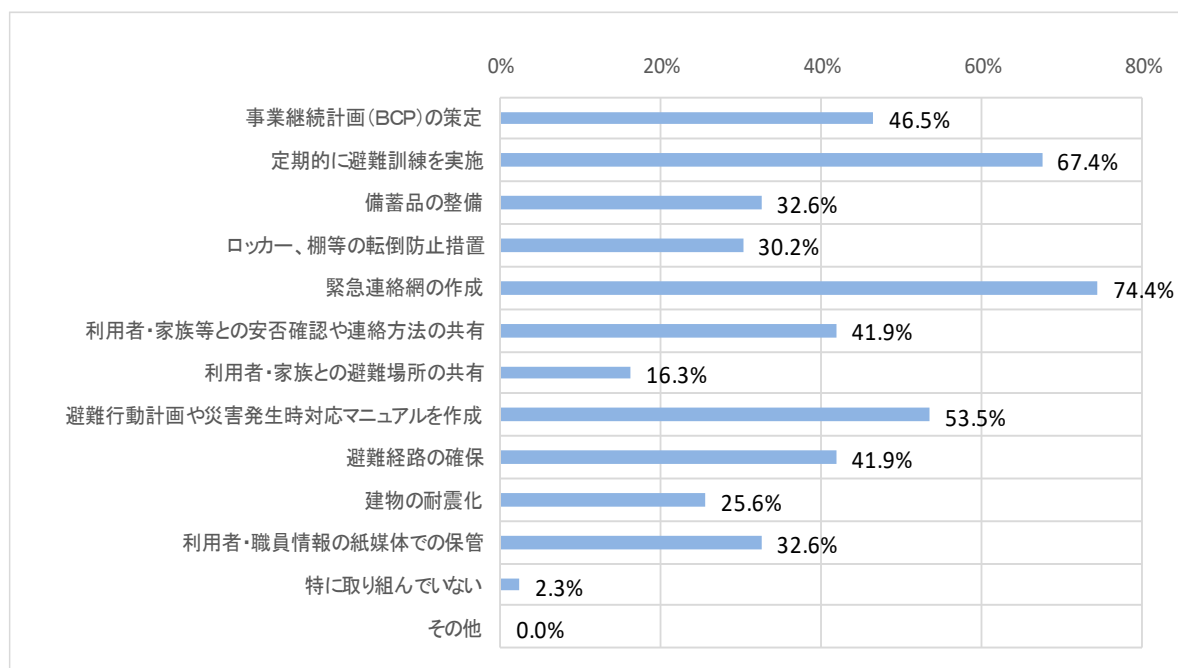
③ 今後の障がい福祉施策の実現に向けて必要なこと

「相談体制の充実」、「保護者がなくなった後の生活支援の充実（親亡き後の支援）」が67.4%、次いで「在宅での生活や介護がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が46.5%となっています。



④ 事業所における災害時の対策の取組

「緊急連絡網の作成」が74.4%、次いで「定期的に避難訓練を実施」が67.4%、「避難行動計画や災害発生時対応マニュアルを作成」が53.5%となっています。



第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず、共に支えあう「共生社会」*の実現」を基本理念として掲げ、障がいのある人の自立した生活を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の仕組みづくりを推進してきました。

平成28年度に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法により、平成30年4月から新たな地域生活における支援サービスが創設される等、障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みの推進に取り組むこととされました。

国は、令和4年度に障害者施策の基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：令和5年度から令和9年度）を策定しました。この計画は、地域社会における共生等、差別の禁止を基本原則とし、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう、相互に人権と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現等を目指した内容となっています。

こうした状況を踏まえ、本市においては障がい福祉サービス利用量の増加や高齢化の進展、ニーズの多様化等、地域特性も考慮した上で今後においても共に支えあう共生社会の実現を図ることが求められています。

そこで、本市の障がい者施策の基本理念を引き続き次のとおり定め、計画の推進に努めます。

基本理念

誰もが互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず、共に支えあう「共生社会」の実現

※ 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

2 基本方針

① 障がい者の主体性、自立性の確立

障がい者の主体的な選択・決定と様々な「自立」のスタイルを尊重し、障がい者が社会の一員として、家庭、職場、学校、施設等のあらゆる場において、それぞれの能力を発揮できるよう支援施策を推進します。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

② 障がい者のライフサイクルを見通した個別支援システムの強化

障がい者に対する支援は、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までの障がい者一人一人のライフサイクルに応じて切れ目なく提供していくことが求められています。

したがって、幼少期の療育、就学期の特別支援教育、学校卒業後の就労や社会参加に対する支援等、それぞれのライフサイクルで提供される支援が連続性を持ったものとなるよう、関係機関が連携し障がい者一人一人に合わせた支援が行える体制の強化を図ります。

③ すべての人の参加によるすべての人のための公平な社会づくり

本市は、障がい者の自立と社会参加を阻むあらゆる障壁を取り除くこと（バリアフリー）により、障がい者が社会活動を自由にできる公平な社会づくりを目指しています。

このような社会を実現させるためには、障がいの有無等に関わらず誰もが同じ地域社会の一員として主体的に社会参画を担っていくことのできる地域共生社会を目指していくことにより、市民、関係団体、行政等の地域におけるすべての主体が障がいを取り巻く課題を理解し、向き合っていくことが大切です。

全員参加による取組を推進させるために、地域住民や企業等に対する啓発・広報の一層の充実に努めます。

また、障がい者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりをデザインするユニバーサルデザイン[※]の観点から、障がい者の利便を前提にした各種施策を推進するように努めます。

※ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっている。

④ 障がい者の重度化・重複化への対応

近年は、障がいの重度化や重複化により介護や援護、専門的な医療ケア等を必要とする障がい者も多く、ニーズも多様化しています。また、家族介助者による介護や医療ケア等の必要性も高まってきており、家族への負担も大きくなっています。

これらのことから、多様化するニーズを踏まえ、在宅福祉サービスの基盤整備と適切な提供、在宅医療の充実によって、障がい者本人や障がい者を支える家族介助者の生活の質の向上を図ります。

⑤ 障がい者の高齢化への対応

人口構造の高齢化に伴い、障がい者の高齢化も進んでいます。また、高齢者の一人暮らし世帯及び夫婦のみ世帯の増加は、家族介助者の不在や介助者の高齢化による介助力の低下及び介助者の肉体的負担の増加等の問題にもつながっています。

このため、介護保険サービスとの役割分担や連携を図りながら、生活支援の充実、生活環境の整備促進を図ります。

⑥ 多様な障がいに対応する専門性や体制の整備

身体障がい、知的障がい及び発達障がいや高次脳機能障がい*を含む精神障がい等の幅広い障がいに対する一元的な対応をはじめ、障がい児の健やかな育成のための発達支援の取組が求められています。これらの多様な障がいに対する支援者の専門性を高め、人材の養成等の体制整備を進めます。

また、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのため、障がい福祉人材の確保・定着につながる支援の充実に努めます。

※ 高次脳機能障がい

脳卒中や交通事故での脳外傷等により、脳が損傷し、言葉や記憶、計算、行為、空間認知等、複雑な脳の機能に障がいが生ずること。社会生活への適応が困難となる障がいであるが、その多くが退院後などに確認され、外見上は身体障がいが見受けられない場合が多く、本人の障がい認識も薄いのが特徴。

3 施策の体系

基本理念	施策の展開	計画・施策の方向性
<p>誰もが互いに人格と個性を尊重し、障がいの有無にかかわらず、共に支えあう「共生社会」の実現</p>	1 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> (1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流教育・人権教育及び福祉教育の推進 (3) 権利擁護と差別の解消 (4) 虐待の防止
	2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の充実・強化 (2) 日中活動の場及び在宅サービスの充実 (3) 入所施設・長期入院から地域生活への移行促進 (4) 地域で支え合うネットワークづくり (5) 障がい福祉を支える人材の確保・定着 (6) 経済的自立の支援 (7) スポーツ・文化活動の振興
	3 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住環境の整備 (2) 外出・社会参加の促進 (3) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 (4) 防災・防犯対策の推進 (5) 感染症対策の推進
	4 療育・教育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 療育、教育相談、教育支援体制の充実 (2) 障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進
	5 雇用・就業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者のための総合的な就労支援 (2) 障がい者雇用に対する理解の促進
	6 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいの原因となる疾病等の予防と治療・療育 (2) 障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実
	7 情報・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニケーションの支援 (2) 情報提供の充実

第4章 障がい者計画

1 権利擁護

【現状及び課題】

障がい者が地域で自立し安心して生活するためには、地域や周囲の人たちが障がいについて理解し正しい知識を持つ必要があります。

本市では、毎年更新している「障がい福祉のしおり」で障害者差別解消法について掲載し周知を行っているほか、障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、啓発の機会となる「出水市生涯学習・福祉・ボランティアフェスタ」等のイベントを実施しています。

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査結果によると、「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無」の問いに対し「ある」又は「少しある」と回答した人の割合は、障がい者調査結果では41.2%、障がい児調査結果では63.6%となっており、依然として障がい者に対する差別や偏見が存在している状況がうかがえます。

障がい者の権利擁護を図り、障がいのある人に対する偏見、差別、虐待がないよう、引き続き、障がい福祉に関する啓発活動や人権教育等の教育活動、交流活動等に努めます。

【施策の基本的方向】

(1) 啓発・広報活動の推進

施策項目	施策の内容
① 啓発・広報活動の充実	全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、国、県等が提供する啓発パンフレットの有効活用を図るとともに、広報紙・ホームページ等を活用した啓発・広報活動に努めます。
② 「障がい福祉のしおり」の掲載情報の充実	本市で作成している「障がい福祉のしおり」については、障がいのある人が必要な情報を得られるよう、掲載情報の充実に努めます。
③ 啓発イベントと交流の充実	市が行う啓発イベントについては、障がい者団体やボランティア団体との連携を図り、そのあり方と内容を検証しながら、障がいの有無や種別、程度に関わりなく共に集い、障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、スポーツ大会、福祉大会などを通じて交流を推進します。

(2) 交流教育・人権教育及び福祉教育の推進

施策項目	施策の内容
① 交流教育の推進	障がいのある人への正しい知識と認識を深めるために、引き続き義務教育段階における交流教育の場を積極的に設け、障がいの有無にかかわらず互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間関係の育成に努めます。

施策項目	施策の内容
② 障がい者団体等による人権教育・福祉教育	障がい者の有する様々な問題や障がいの特性等について、直接、障がい者や障がい福祉関係者から話を聞く機会を設けられるよう、障がい者や障がい者団体、サービス事業者等による人権教育・福祉教育の充実に努めます。
③ 地域福祉の推進体制及びボランティア活動の充実	関係団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会等と連携して、地域の福祉を推進させる体制及びボランティア活動の充実に努めます。

(3) 権利擁護と差別の解消

施策項目	施策の内容
① 障がい者の権利擁護の充実	障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業に関する研修会や講座等への障がい福祉関係者の参加を勧奨し、関係機関と連携しながらこれらの制度及び事業の普及・啓発を推進します。
② 行政サービスにおける合理的配慮の推進	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する出水市職員対応要領」に基づき、市の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。 また、選挙等においても障がいのある人に配慮した選挙・投票を促進するための方策を講じます。
③ 障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法に基づく、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての周知・啓発を図ります。

(4) 虐待の防止

施策項目	施策の内容
① 虐待防止に向けた取組の推進	「出水市障がい者虐待防止センター」をはじめとする相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関・団体等との協力体制の構築や支援体制の強化を図り、問題解決に向けた支援を行います。
② 虐待防止に向けた啓発・広報活動の充実	障がいのある人に対する虐待の防止を図るため、あらゆる機会を通じて、市民、事業者等への啓発・広報活動を行います。
③ 家庭児童相談の充実	家庭相談員等が子育てに関する様々な相談に応じるとともに、虐待予防、早期発見のための取組を進め、児童虐待の通告を受けた場合は児童の安全確認と必要な支援を行います。また、関係機関との協力体制の構築や支援体制の強化を図ります。

2 生活支援

【現状及び課題】

障がい者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、外出等の様々な生活支援を必要としますが、障がい者等の生活を支えている担い手は、高齢化等により様々な困難を抱える家族が担っている状況にあります。

また、少子高齢化に伴い、家族形態の変化や様々な社会要因により、障がいのある人の相談内容は複雑・多様化してきています。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスに結び付けていく仕組みが必要です。

しかし、相談支援専門員の配置については充足しておらず、相談支援専門員の確保及び相談支援事業所の設置促進が課題となっています。

誰もが住み慣れた地域において生活できるよう、各種障がい福祉サービスの提供や障がい者に寄り添う相談支援体制の充実を図るとともに、市や社会福祉協議会等の関係機関、地域住民等が連携しながら地域全体で障がい者の生活を支えることができる体制の整備が必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 相談支援体制の充実・強化

施策項目	施策の内容
① 相談支援体制の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*の周知及び利用促進を図るとともに、障がい者等が安心して相談できる体制の充実に努めます。 ※ <u>基幹相談支援センター</u> 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う機関。
② 相談支援専門員の確保の支援	相談支援専門員の確保につながる支援の充実に努めるとともに、相談支援事業所の設置促進を図ります。
③ 自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	出水市、阿久根市及び長島町で設置している出水地区障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者福祉の現状と課題等の情報共有・発信を行うほか、困難事例の協議・調整を行う等、連携強化を図ります。

(2) 日中活動の場及び在宅サービスの充実

施策項目	施策の内容
① 介護給付体制の確保	在宅で自立した生活を送ることができるよう家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣するほか、常時介護や医療的ケアが必要な人については、日中に施設や病院において介護が受けられる生活介護や療養介護等、ニーズに応じた介護を提供します。
② 訓練等給付体制の確保	障がい者が自立のために必要な様々な訓練が受けられる自立訓練や就労移行支援、福祉的な就労の場としての就労継続支援等のサービスについて、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じたサービスの量的、質的充実を図ります。
③ 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援体制の充実	地域で生活している障がい者が、在宅での対応が一時的に困難なとき等にショートステイの提供を行えるよう、短期入所サービスの確保に努めます。 また、併せて障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスの確保を行います。
④ 日常生活用具・補装具給付体制の充実	障がい者に介護・訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する補装具の給付を行うとともに、必要な人が適切に利用できるよう情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
⑤ 難病患者等のサービス利用の促進	難病患者等のサービス利用について、指定障がい福祉サービス事業所と連携しながら利用促進に努めます。
⑥ 地域生活支援拠点等の充実	障がいのある人の「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を備えた「地域生活支援拠点等」の周知に努めるとともに、機能の強化を図ります。

(3) 入所施設・長期入院から地域生活への移行促進

施策項目	施策の内容
① 地域生活支援体制の充実	施設入所者や長期入院患者で地域での生活が可能の人について、相談支援専門員や保健師、精神保健福祉士等の様々な職種が連携して支援を行い、不安の軽減や自立のための訓練を充実させることで地域移行を推進します。 また、地域生活に移行した人についても、自立生活援助サービス等の利用により安心して地域生活を送れるよう、サポートできる体制の強化に努めます。

施策項目	施策の内容
② 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実	<p>自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住及び訓練の場としてのグループホームの活用を図ります。</p> <p>また、入所・入院からの地域生活への移行を促進するため、賃貸住宅等における地域生活体験の場の確保及び支援を検討していきます。</p>
③ 地域における障がい者理解の促進	<p>障がい者の地域生活移行においては、居住地域の住民理解が必要であることから、地域社会全体として障がい者に対する理解をより深めていくための啓発を行います。</p>

(4) 地域で支え合うネットワークづくり

施策項目	施策の内容
① 地域に根ざした福祉活動の促進	<p>各地区の地域福祉の担い手となる人や団体のネットワーク化を促進し相互に情報を共有しながら、地区内の公民館や集会所等の身近な拠点を利用した地域の住民が参加しやすい互助活動による助け合いの地域づくりを促進します。</p>
② ボランティア活動に関する情報提供と相談助言	<p>市社会福祉協議会と連携して地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。また、障がい者の周りに暮らす住民が身近な相談相手となり、情報提供、相談助言を行えるよう支援していきます。</p>
③ 精神保健福祉ボランティアの養成	<p>精神保健福祉ボランティアは、精神保健に関する正しい知識の普及啓発や精神障がい者の社会参加援助活動の担い手として不可欠であり、関係機関との連携により引き続き拡充を図っていくとともに、既存グループの活動の周知に努めます。</p>
④ 理解者・協力者の人材育成	<p>障がい者等に対する理解者・協力者の育成においては、研修だけではなく、生活支援・イベント・施設活動等における実際のボランティア体験活動を通じた育成に努めます。</p>

(5) 障がい福祉を支える人材の確保・定着

施策項目	施策の内容
① 有資格者の現場復帰の促進	<p>障がい福祉を支える人材の育成・確保のため、市内の障がい福祉施設等に復職した社会福祉士等の資格を持つ方に対し、奨励金を交付します。</p> <p>また、離職等により福祉の現場を離れている有資格者等の就職支援に努めます。</p>
② 新卒者の雇用の支援	<p>障がい者福祉施設等における人材の確保及び離職の防止を図るため、社会福祉士等の養成施設の卒業後に引き続いて、市内の障がい福祉施設等に就職した方の奨学金の返還に要する費用に対し補助金を交付します。</p>

(6) 経済的自立の支援

施策項目	施策の内容
① 年金、手当、医療費助成制度の周知と相談体制の充実	障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度及び自立支援医療、重度心身障害者医療費助成制度の周知を図るとともに、相談しやすい体制の充実に努めます。
② 税の減免、各種割引制度の周知と相談体制の充実	障がい者の社会参加や通院等に要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料等の割引制度について周知するとともに、相談しやすい体制の充実に努めます。

(7) スポーツ・文化活動の振興

施策項目	施策の内容
① 文化活動の支援	障がい者による文化活動を支援するとともに発表の場の確保に努めます。
② 障がい者スポーツの推進	各種障がい者スポーツ大会への参加を通じて、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことのできるスポーツと競技性の高いスポーツの両面から推進していきます。
③ スポーツ大会への参加啓発	県障がい者スポーツ大会への積極的な参加が図られるよう、広報紙やホームページ等を通じて周知広報を行うとともに、参加を支援します。

3 生活環境

【現状及び課題】

誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、その暮らしを支える人材や基盤である住宅環境の整備やバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備が重要です。

また、障がい者等が社会生活を営む上で必要な外出や余暇活動等の社会参加の促進や台風・地震等の災害が発生したときの情報伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要となります。

しかしながら、アンケート調査結果によると「災害時に一人で避難できない」と回答した障がい者の割合は29.8%、また、避難行動要支援者避難支援制度について「知らない」と答えた障がい者の割合は79.4%に上ることから、今後も関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害や犯罪の被害に遭いやすい障がい者等に対するきめ細かな防災・防犯対策が必要となっています。

市では、公共施設の新築等の際にはバリアフリー化を図っていますが、既存の公共施設でバリアフリー化されていない施設もあるため、改善が必要な個所について順次改修を行っています。

また、住み慣れた地域で継続した生活が送れるためのサービスのあり方や生活環境の整備について、一層の検討をしていく必要があります。

感染症に対する備えについては、日頃から事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

【施策の基本的方向】

(1) 住環境の整備

施策項目	施策の内容
① グループホームの整備	自立した生活を希望する人や入所・入院から地域生活へ移行する人に対応するため、グループホームの整備促進を図ります。
② 居住サポート事業の推進	居住に関するサポートを必要とする障がい者の相談支援を行い、庁内の関係課が連携して一般住宅への入居支援を推進します。
③ 住宅改修支援	手すりやスロープの設置に伴う助成制度の活用により、日常生活の利便性や福祉の増進を図るとともに、住宅改修費の個人負担の軽減を図ります。

(2) 外出・社会参加の促進

施策項目	施策の内容
① 移動支援等の充実	<p>障がい者の社会参加を積極的に進めるため、以下の事業の質の向上と必要量の確保に努めます。</p> <p>ア 移動支援：屋外での移動が困難な障がい者に対する支援</p> <p>イ 行動援護：行動障がいがある重度の知的・精神障がい者に対する支援</p> <p>ウ 同行援護：視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対する支援</p>
② 社会参加促進の実施	<p>次の事業を通じて、障がい者の社会参加を促進します。</p> <p>ア 点訳・音声訳奉仕員養成講座の開催</p> <p>イ 手話奉仕員・手話通訳者養成講座の開催</p> <p>ウ 障がい者スポーツ大会の開催</p> <p>エ 自動車運転免許取得費の助成</p> <p>オ 自動車改造費の助成</p>
③ ヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発	<p>障がい等で困っている人が、周りに支援を求めるときに提示するヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発に努めます。</p>
④ 身体障害者補助犬法に関する広報・啓発	<p>障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、補助犬の果たす役割の重要性について市民や事業者の理解と認識が深められるよう、「身体障害者補助犬法」に関する広報・啓発活動を行います。</p>

(3) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

施策項目	施策の内容
① 公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	<p>バリアフリー新法や鹿児島県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、市内主要道路の段差の解消や幅の広い歩道の整備等、歩行空間のバリアフリー化に努めます。</p> <p>また、市営住宅の整備にあたっては、障がい者のニーズに対応したバリアフリー化された設備・仕様となるよう努めます。</p>
② ユニバーサルデザインによるまちづくりのための啓発活動の充実	<p>ユニバーサルデザインによるまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努め、行政、市民及び事業者が一体となって住みやすいまちづくりに取り組んでいきます。</p>

(4) 防災・防犯対策の推進

施策項目	施策の内容
① 災害の知識及び対処法についての啓発・広報	<p>平時から広報紙、市ホームページ等の広報媒体や防災関連マップの配布等により、災害情報について必要な広報を行います。</p> <p>また、命のカプセル*推進活動への支援や避難行動要支援者名簿による情報共有により関係機関と連携して、避難場所や避難経路、災害に対する対処法についての啓発を行い、自助、共助の意識の浸透を図ります。</p> <p>※ <u>命のカプセル</u></p> <p>緊急時や災害時などに救助者が迅速に対応できるよう、緊急連絡先など個人情報に記載した情報カードを、自宅の冷蔵庫に保管しておくもの。</p>
② 緊急通報受理体制の整備充実	<p>障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、要支援者名簿及び個別避難計画をはじめ緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。</p>
③ 避難行動要支援者の情報把握と支援対策	<p>避難行動要支援者避難支援制度の周知を図るとともに、障がい者等の避難行動要支援者の居住地、家族構成、緊急時の連絡先等、安否確認に必要な情報の把握に努め、民生委員児童委員、自治会長、自主防災組織等、地域と連携しながら具体的な支援対策に努めます。</p>
④ 地域防災における連携	<p>出前講座等で自主防災組織の活動指針を示し、自治会等の地域の実情に応じて自主防災組織の活動の促進に努めるとともに組織の育成に取り組みます。</p> <p>また、市民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。</p>
⑤ 避難行動要支援者参加の防災訓練の実施	<p>地域における避難行動要支援者の避難支援を想定し、防災訓練において避難行動要支援者の参加に向けた取組を行います。</p>
⑥ 防犯対策の充実	<p>障がい者を犯罪から守るため、犯罪情報や安全対策等の情報提供をより一層充実させ、関係機関等と協力・連携しながら、障がい者を地域全体で見守る体制づくりを推進し、安全で安心なまちづくりに努めます。</p>
⑦ 消費者トラブルの防止	<p>障がい者が悪質商法などの消費者トラブルの被害に遭わないよう啓発活動に努めます。</p>
⑧ 交通安全対策	<p>障がいのある人に対して、交通安全意識の啓発に努めるとともに、運転者に対して、障がいのある人や子ども、高齢者など交通弱者に配慮した安全運転意識の啓発を図ります。</p>

(5) 感染症対策の推進

施策項目	施策の内容
① 感染症対策に係る体制の整備	<p>事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を支援します。</p> <p>また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備に努めます。</p>

4 療育・教育

【現状及び課題】

障がい児の保護者の不安や悩みを少しでも解消するため、定期的に行われる乳幼児健診や発達相談等において気軽に相談できる体制が重要となっています。

また、乳幼児健診等で発達に課題のある乳幼児を早期に発見し、児童発達支援事業所等が行う療育につなぐことで個々の発達を促すことが期待されます。

一方、就学にあたっては、保護者の不安や希望を十分に踏まえつつ、その子にとって一番望ましい教育環境が提供されるよう専門機関や関係機関と連携して適切な就学相談、教育支援の実施に努めています。

また、本市では出水市特別支援教育連携協議会を設置して、関係機関の意見交換、情報共有を推進し、就学に限らず乳幼児期から学齢期、学齢期から社会生活へと移行する中で、連続した支援体制が途切れることがないよう関係者が連携し、インクルーシブ教育^{*}や特別支援教育^{*}等により、障がいの有無に関わらず共に理解し学び合う教育を推進しています。

今後においても、障がいの早期発見・支援に結びつけるため、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、就学前から就学後までの子どもの成長過程に応じた支援が必要です。

※ インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組み。

※ 特別支援教育

特別支援学校、特別支援学級などに在籍する児童・生徒だけではなく、通常の学級に在籍している、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、知的発達の遅れを伴わない自閉症スペクトラムなどの発達障がいの子どものも含めて一人一人にきめ細やかな支援をしていく教育。

【施策の基本的方向】

（1）療育、教育相談、教育支援体制の充実

施策項目	施策の内容
① 療育・教育相談・教育支援に関する広報の充実	障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談・教育支援についてわかりやすく説明したパンフレット等やホームページなどにより周知に努めます。
② 相談窓口の充実	保健所や児童相談所、医療機関、福祉施設等との連携により、療育についてのきめ細かな相談や助言及び支援を行う相談窓口の充実を図ります。

施策項目	施策の内容
③ 療育・教育相談・教育支援体制の充実	<p>多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、できる限り早い時期に個々の実態に応じた適切な療育が受けられるよう努めます。</p> <p>また、個々の実態に即した就学を進めるため、個々の教育的ニーズを踏まえ、できる限り本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。</p>

(2) 障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進

施策項目	施策の内容
① 児童発達支援センターを核としたネットワーク機能の充実	<p>児童発達支援センターを核として、学校・幼稚園・保育所・保健センター・子育て支援室等の関係機関との連携をさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。</p>
② 児童発達支援の充実	<p>児童発達支援センターと児童発達支援事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスができる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の充実や質の向上を図ります。</p>
③ 障がい児保育の充実	<p>できる限り保護者の望む幼稚園・保育所等への受け入れに努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。</p> <p>また、必要に応じ、専門的な支援を要する場合における「保育所等訪問支援」等各種サービスの提供体制の確保に努めます。</p>
④ 個々の特性に応じた教育支援の実践	<p>障がい児一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう関係機関や関係者等との連携を深めるとともに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、適切な教育的支援を実施します。また、進学・進級時においても支援の継続性を維持できるように保育・教育機関との連携・協力を図り、一貫した支援体制づくりを推進します。</p>
⑤ 特別支援教育の充実	<p>インクルーシブ教育システムの構築など国や県の計画等との整合性を図りながら、特別支援教育の取組を推進します。</p> <p>対象児童生徒数の増加、障がい状況の多様化に対応するため、医療・教育・行政のそれぞれの連携が図られるようコーディネート機能の強化を図ります。</p>
⑥ 進路指導の充実	<p>卒業後の生活の自立を促すために、作業学習や企業実地研修を行うとともに、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施期間の充実に努めます。また、企業経営者、施設関係者等の外部講師による講演会の実施を検討していきます。</p>

施策項目	施策の内容
⑦ 放課後等デイサービスの充実	学齢期における支援の充実のため、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより学校教育と相まって障がい児の自立の促進を図るとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
⑧ 学校施設のバリアフリー化	障がい児が安心・安全に楽しく学校生活を送れるよう、学校の建物や設備を障がい児に配慮したものとなるよう改善に努めます。

5 雇用・就業

【現状及び課題】

働く意欲のある障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。

しかしながら、障がいのある人の就労については、雇用の場が限られ、また障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

アンケート調査結果によると、「必要と考える障がい者の就労支援」については、「職場の障がい者理解」が35.1%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が30.8%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が25.0%となっています。

障がい者が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上に繋がるよう、公共職業安定所やほくさつ障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労移行支援や就労継続支援を推進するとともに、受け入れ側の企業等に対して障がい特性等についての理解と配慮を促進する必要があります。

【施策の基本的方向】

(1) 障がい者のための総合的な就労支援

施策項目	施策の内容
① 就労移行支援や就労継続支援の提供体制の確保	就労移行支援事業の拡充を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、就労継続支援等のサービスを通じて、就労の機会の提供と一般就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。
② 福祉的就労の場の充実	一般就労することが困難な障がい者に対し、就労継続支援等を通じて就労の機会や生産活動の機会の提供を行います。
③ 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実	相談支援事業所を窓口として、出水公共職業安定所をはじめ、ほくさつ障害者就業・生活支援センター、鹿児島障がい者職業センター等との連携による職業評価、職場開拓、福祉施設、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を図ります。 市内の就労支援担当者の情報交換会を定期的を開催し、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築を推進します。
④ 就労定着支援の充実	ジョブコーチ制度*の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。 また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと障がい者の就労定着を支援します。 さらに、障がい者が個々の状態に応じ、短時間勤務、フレックス制度等の多様な形態での勤務ができるよう就労環境の整備を図ります。

施策項目	施策の内容
	<p>※ <u>ジョブコーチ制度</u></p> <p>障がい者が職場に適應できるよう、障がい者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行う制度。また、障がい者が新たに就職するに際しての支援だけでなく雇用後の職場定着支援も行う。</p>
⑤ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	<p>障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの提供可能な業務・物品等の調達推進方針を毎年度策定し、方針に即した調達の実施と利用促進に努めます。</p>

(2) 障がい者雇用に対する理解の促進

施策項目	施策の内容
① 事業主等への啓発・広報	<p>公共職業安定所等の雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関する各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、障がい者が個々の状態に応じ、短時間勤務、フレックス制度等の多様な形態での勤務ができるよう事業主等の理解を求めています。</p> <p>また、障がい者の雇用促進のために、民間企業に対して障がい者の正しい理解を促すよう啓発・広報に努め、就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう障がいに対する理解の促進に努めます。</p>
② 障がい者と家族の就労に対する意識の向上	<p>障がい者の就労を促進するためには、本人の就労意識だけでなく家族の理解と後押しが極めて重要です。働く能力のある障がい者の就職による自立を促進するため、働く権利、社会への貢献、経済的自立等の視点から、障がい者とその家族を対象に障がい者の就労に対する意識の向上を図ります。</p>
③ 障害者法定雇用率制度の活用	<p>障害者法定雇用率制度は、障がい者の雇用促進策の根幹であることから、公共職業安定所と連携を図りながら企業に対して障がい者の雇用を拡大するよう働きかけます。</p>
④ 雇用の場における障がい者の人権の擁護	<p>雇用の場において、雇用差別等の障がいを理由とした人権侵害が生じることがないように関係機関と連携・協力し、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。</p>

6 保健・医療

【現状及び課題】

乳幼児については、定期的実施する乳幼児健康診査・相談において、健康状態の確認や発達課題の早期発見に努め、必要に応じ医療機関や療育機関等の関係機関へつないでいます。

また、妊産婦の子育てに係る不安の解消、うつ予防を含めた安心できる子育て環境を確保するために相談・訪問等の支援体制を構築しています。

成人の身体障がいは後天的な疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心臓疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。これらの疾病は、特定健康診査や特定保健指導等における早期発見・早期対処により疾病の予防と重症化を防ぐことが可能です。

本市では、令和2年に策定した出水市健康増進計画「健康いずみ21(第3次)」(令和2～6年度)において、「脳心血管病の発症予防・重症化予防」、「がんの発症予防・重症化予防」、「こころの健康づくりの充実」の3項目を目標に掲げ市民の心身の健康づくりを推進しています。

また、国が推進している精神科病棟の社会的入院患者の地域移行・地域定着の推進のためには、地域で必要な医療が受けられることや夜間の支援体制の整備、アウトリーチ(訪問支援)の充実も課題となっていることから、県をはじめとした関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

今後も、障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見、早期療育等を促進するため、障がいや疾病に関する正しい理解と知識の普及に努め、健康づくりを推進していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防と治療・療育

施策項目	施策の内容
① 妊産婦に対する保健事業の充実	母子健康手帳交付時の相談や妊産婦健康診査、訪問指導、母親・両親教室の充実に努めます。また、ハイリスク妊産婦については医療機関等との連携を図りさらなる支援に努めます。
② 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の促進	新生児訪問、乳幼児健康診査・相談等により、健康状態の確認をし、疾病や障がいの早期発見に努め、医療機関や児童発達支援事業所等と連携を図りながら早期治療・早期療育に努めます。 また、親子教室やことばの相談、発達相談、訪問指導により継続した支援体制の充実に努めます。
③ 生活習慣病の予防と早期発見・早期対処の促進	特定健康診査、特定保健指導、その他健康増進事業等により、身体的又は精神的に様々な影響を及ぼす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病予防と早期発見・早期対処につなげます。 また、市の健康増進計画「健康いずみ21(第3次)」に基づき、

施策項目	施策の内容
	乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに健康管理を行い、健康づくりに取り組めるよう支援し生活習慣病とそれに起因する障がいの予防に努めます。
④ 医療的ケア児等への支援	医療的ケア児や発達障がい児等への適切な支援を行うため、保健所や児童相談所等と連携して関係者の資質と専門性の向上を図ります。
⑤ こころの健康づくり対策事業の充実	<p>健康教育や普及啓発活動により、個人や地域のこころの健康づくりに対する知識を深めるよう努めます。</p> <p>また、ゲートキーパー*養成講座を行い、周囲の人のこころの健康に関心を持ち、「気づき」「見守り」「支援につなぐ」体制づくりを推進します。</p> <p>さらに、関係機関と連携して、地域の中で安心して生活ができるよう支援体制の充実を図ります。</p> <p>※ <u>ゲートキーパー</u> 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る人のこと。</p>

(2) 障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実

施策項目	施策の内容
① 障がい者の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨	障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努めます。
② 障がい者の歯科保健事業の推進	歯科医師会や歯科衛生士会等との連携の下、咀嚼・嚥下障がいに対する医学的リハビリテーションや口腔ケアを含めた歯科保健・医療の充実に努めます。また、出水郡在宅歯科医療連携について周知・促進し、訪問による歯科診療・口腔ケアの充実に努めます。
③ 医療・リハビリテーション体制の整備	難病も含めた障がいの症状や状況に応じた治療、障がいの実態に合ったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や医療機関、周辺の市町及び国・県との連携により広域的な医療・リハビリテーション体制の整備に努めます。
④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域の一員として安定して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を整備し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、精神障がいについての偏見や差別をなくし、精神障がい者の社会復帰に対する地域住民の理解を深めるため精神保健についての正しい知識の普及と啓発に努めます。
⑤ 難病患者のサポート体制の充実	難病患者が安心して療養生活を送れるように、保健・医療・福祉の関係者の連携を強化しサポート体制の充実を図ります。

7 情報・コミュニケーション

【現状及び課題】

情報のアクセシビリティにおいて、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどりつけ、利用できることが求められています。

アンケート調査結果によると、「障がいのことや福祉サービスなどに関する情報源について」は、「市や県の広報誌、パンフレット」が29.1%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が27.0%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が26.1%となっています。

情報の取得や利用するための手段について、選択の機会が拡大できるよう手話の普及・啓発とともに、ICTなどの情報機器の活用により障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の確保が必要です。

【施策の基本的方向】

(1) コミュニケーションの支援

施策項目	施策の内容
① コミュニケーション支援とその担い手の確保	聴覚に障がいがあり、意思疎通に支障がある障がい者に対し必要な派遣を行うとともに、養成講座の開催等によりコミュニケーション支援のため手話の担い手の育成に努めます。
② ICT利用の促進	障がい者の情報入手やコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、パソコンや携帯電話等のICT（情報通信技術）利用の促進に努めます。

(2) 情報提供の充実

施策項目	施策の内容
① 多様な手段による情報提供の充実	保健、医療、福祉等生活全般に関する様々な情報について、プライバシーの保護に配慮しながら市民の誰もが手軽に入手できるよう、サービスガイド、各種情報誌、広報いずみ音声録音テープや点訳文書の配布を行うほか、市ホームページ等を活用した情報提供のさらなる充実を図ります。
② 市ホームページのユニバーサルデザイン化の推進	障がい者を含めた全ての市民が利用しやすい市ホームページとなるよう、さらなるユニバーサルデザイン化を推進します。

第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1節 障がい福祉サービスに関する数値目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の数値目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し本市の実情に応じた目標値を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者を基準として、令和8年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

[国の基本指針]

- 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減。

項目	目標値	内容
地域生活移行者数	7人 (6.7%)	令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者(105人)の6%以上が、地域生活に移行することを目指す。
施設入所者の削減数	6人 (5.7%)	令和8年度末の施設入所者を、令和4年度末時点の施設入所者(105人)から5%以上減少することを目指す。

《前期計画の実績》

令和元年度末の施設入所者数 95人

項目	目標値	実績値	達成率
令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	6人 (6.3%)	3人 (3.2%)	50.0%
令和元年度末時点と比較した施設入所者の減少数	2人 (2.1%)	-7人 (-7.4%)	未達成

2 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等は、障がい者やその家族が安心して生活できるための拠点としての機能充実を図るとともに、運用状況について検証及び検討を行います。

また、強度行動障がい*者の支援体制の充実を図るために、強度行動障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握できるよう、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

[国の基本指針]

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	目標値	内容
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の開催回数	2回	圏域において地域生活支援拠点等の運用状況についての検証及び検討を行う。
コーディネーターの配置人数	1人	地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、コーディネーターを配置する。
強度行動障がい者の支援ニーズの把握、支援体制の整備	有	令和8年度末までに、強度行動障がい者に対する支援体制の整備を図る。

※ 強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

《前期計画の実績》

項目	目標値	実績値	達成率
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所	100.0%

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて令和8年度中に一般就労に移行する人の数などについて目標値を設定します。

[国の基本指針]

- 一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上とする。
- 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

項目	目標値	内容
一般就労への移行者数	10人 (1.67倍)	令和3年度末時点(6人)と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数
就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	2人 (2.0倍)	令和3年度末時点(1人)と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数
就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	7人 (1.40倍)	令和3年度末時点(5人)と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数
就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数	1人	令和3年度末時点(0人)と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	100% (1か所)	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
就労定着支援事業利用者数	3人 (3.0倍)	令和3年度末時点(1人)と比較した令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数
就労定着率が7割以上の事業所の割合	100% (1か所)	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

《前期計画の実績》

令和元年度末時点と比較した令和5年度末時点の一般就労への移行者数

項目	R元年度末	目標値	実績値	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	8人	11人 (1.38倍)	3人 (0.38倍)	27.3%
就労支援事業を通じた一般就労への移行者数	3人	4人 (1.33倍)	0人	0%
就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	4人	5人 (1.25倍)	2人 (0.5倍)	40.0%
就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数	1人	2人 (2.0倍)	1人 (1.0倍)	50.0%

項目	目標値	実績値	達成率
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した割合	70%	0%	0%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	100%	100.0%

4 障がい児支援の提供体制の整備等

本市において、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は設置されており、利用できる体制が整っています。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、体制の構築に関する目標を設定します。また、「医療的ケア児に関するコーディネーターの配置」に関する目標を設定します。

[国の基本指針]

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

項目	目標値	内容
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業所を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指す。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議回数	1回以上/年	圏域において協議の場を設置しており、1年に1回以上実施する。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1人	令和8年度までに1人の配置を目指す。

《前期計画の実績》

項目	目標値	実績値	達成率
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1人	0人	0%

5 発達障がい者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者及び家族等に対する支援体制の確保に努めます。

[国の基本指針]

- 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込を設定する。
- 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定する。
- 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込を設定する。

項目	活動指標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの受講者数	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポート活動への参加人数	1人	1人	1人

《前期計画の実績》

項目		活動指標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの受講者数	計画	2人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	計画	0人	0人	5人
	実績	0人	0人	0人

6 相談支援体制の充実・強化等

本市において、基幹相談支援センターを設置しており、引き続き、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を行います。

[国の基本指針]

- 各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	目標値	内容
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	相談支援事業所を定期的に訪問し、専門的な指導・助言等を実施する。
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回/年	2か月に一度、相談支援部会にて実施する。
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回/年	2か月に一度、相談支援部会にて実施する。

《前期計画の実績》

項目	目標値	実績値	達成率
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回/年	6回/年	100.0%

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用により、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

[国の基本指針]

- 障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【数値目標】

項目	目標値	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築する。
県が実施する指導監査の結果の共有体制	有	県が実施する指導監査の結果を共有する体制を構築する。

《前期計画の実績》

項目	目標値	実績値	達成率
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	3人	150.0%

第2節 障がい福祉サービスの見込量

国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を設定します。

1 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

[サービスの内容]

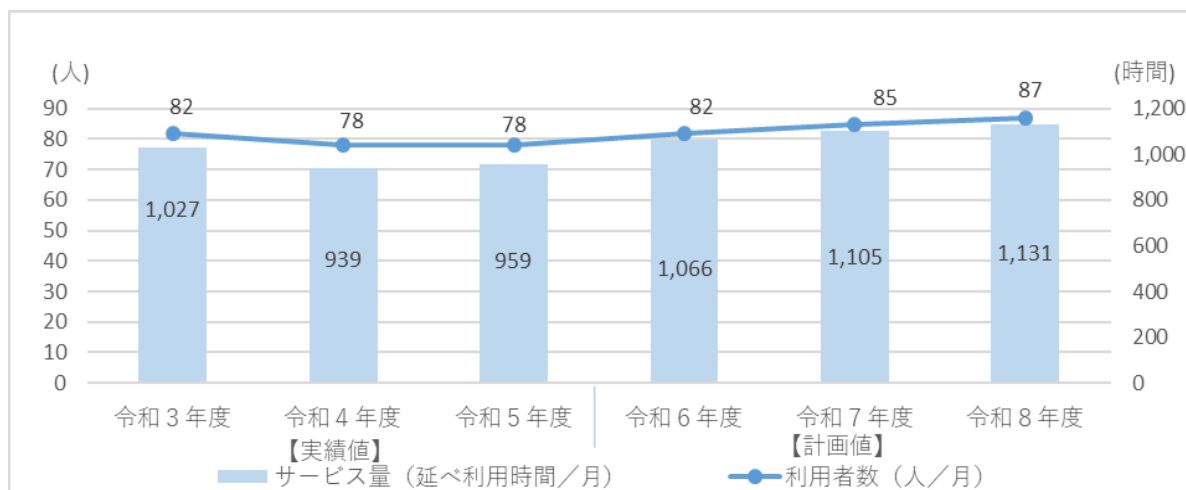
障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績や事業所の現状等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均13時間を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	85	85	87	82	85	87
	実績	82	78	78			
サービス量（延べ利用時間/月）	計画	1,190	1,190	1,218	1,066	1,105	1,131
	実績	1,027	939	959			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性で見込量確保のための方策]

○訪問系サービスは、障がい者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを安定して提供できるよう、相談支援事業所と関係事業者の連携強化を促進する等の体制整備に努めます。

○サービスの質の向上を図ることができるよう、研修等を通じて障がいのある人を支える人材の確保・育成を図ります。

② 重度訪問介護

[サービスの内容]

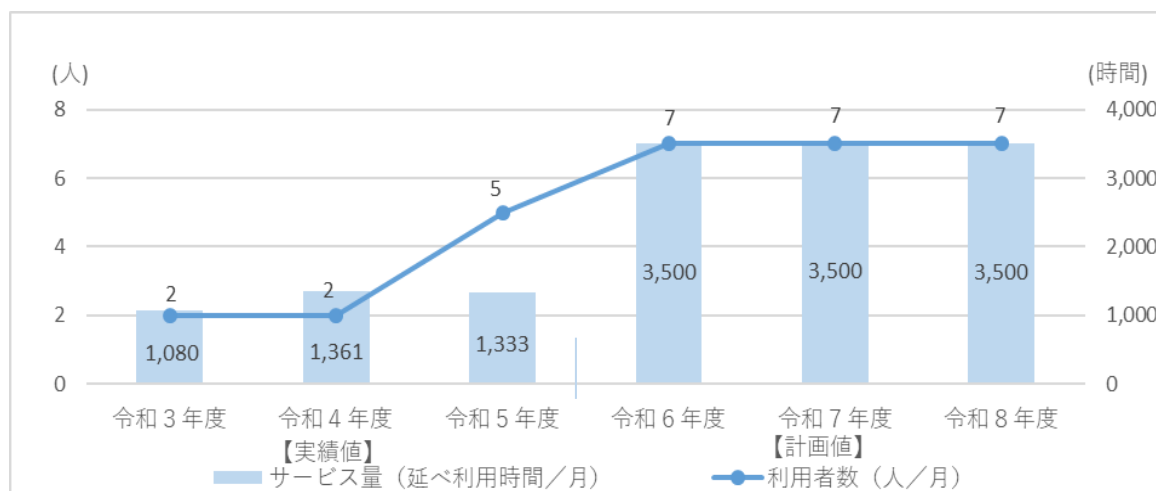
常時介護が必要な重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、令和5年度からの利用実績や令和6年度以降の利用者の増加を見込み、サービス量は1人当たりの月平均500時間を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	3	3	3	7	7	7
	実績	2	2	5			
サービス量（延べ利用時間/月）	計画	900	900	900	3,500	3,500	3,500
	実績	1,080	1,361	1,333			

※令和5年度は9月末時点の決定者数



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 市民や相談支援事業者等に、制度の周知を図り、必要とする障がい者の支援に努めます。
- 専門知識や支援技術を持つ従事者の養成等、事業参入を促すために、必要な情報の提供や支援を行うなど、事業者への支援に努めます。

③ 同行援護

[サービスの内容]

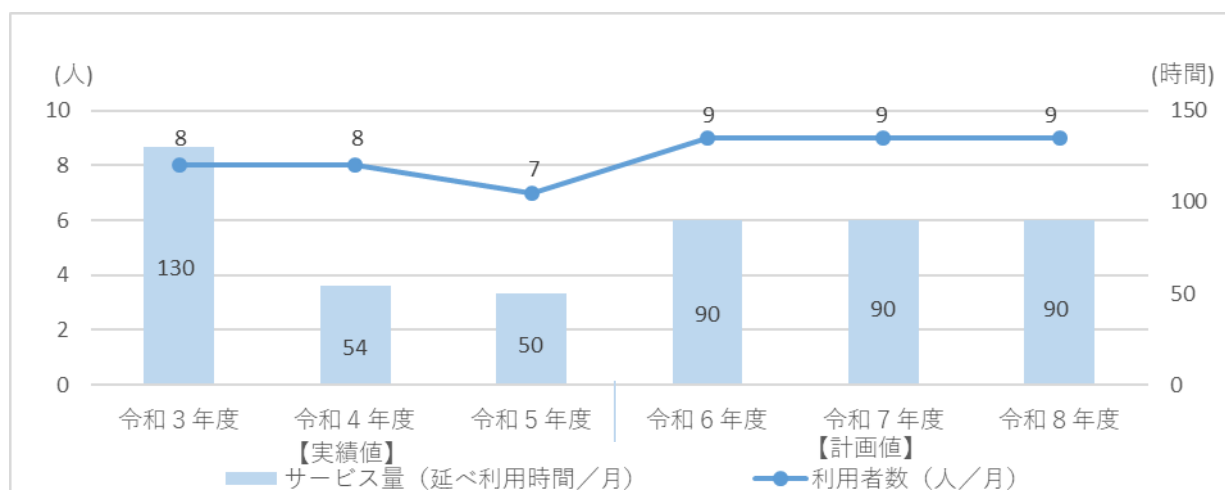
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績および事業所の現状等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均10時間を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	9	9	9	9	9	9
	実績	8	8	7			
サービス量（延べ利用時間/月）	計画	90	90	90	90	90	90
	実績	130	54	50			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性を見込量確保のための方策]

- 利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。
- 県と連携し、ガイドヘルパーの養成・確保に努めるとともに、サービス提供事業者や視覚障がいのある人へサービス内容等の情報提供を進め、利用を促進します。

④ 行動援護

[サービスの内容]

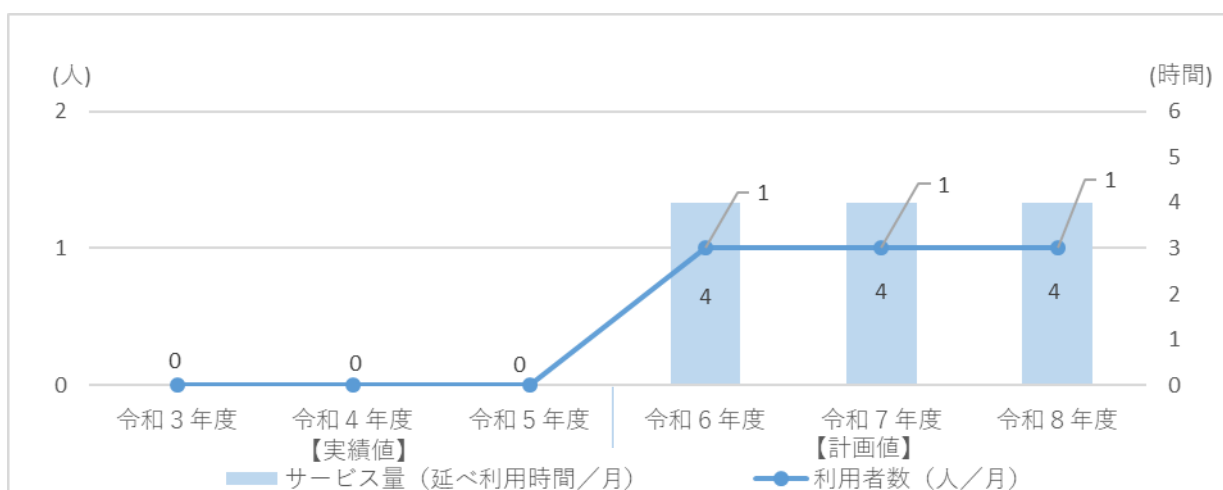
知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、これまで利用実績はありませんでしたが、前期計画同様、令和6年度から利用者数を1人見込み、サービス量は1月当たり4時間と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
サービス量（延べ利用時間/月）	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	0	0	0			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 専門知識や支援技術を持つ従事者の養成等、事業参入を促すために、必要な情報の提供や支援を行うなど事業者への支援に努めます。
- サービスの質の向上を図ることができるよう、研修等を通じて障がいのある人を支える人材の確保・育成を図ります。

⑤ 重度障がい者等包括支援

[サービスの内容]

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

計画期間中における利用者数及びサービス量は、見込んでいません。

[今後の方向性で見込量確保のための方策]

○重度障がい者等包括支援は県内に事業所がなく、これまで利用実績はありませんが、今後のサービス需要の有無を見極めつつ、関係団体やサービス事業者、相談員等からの情報をもとにサービス実施の必要性について検討します。

2 日中活動系サービス

① 生活介護

[サービスの内容]

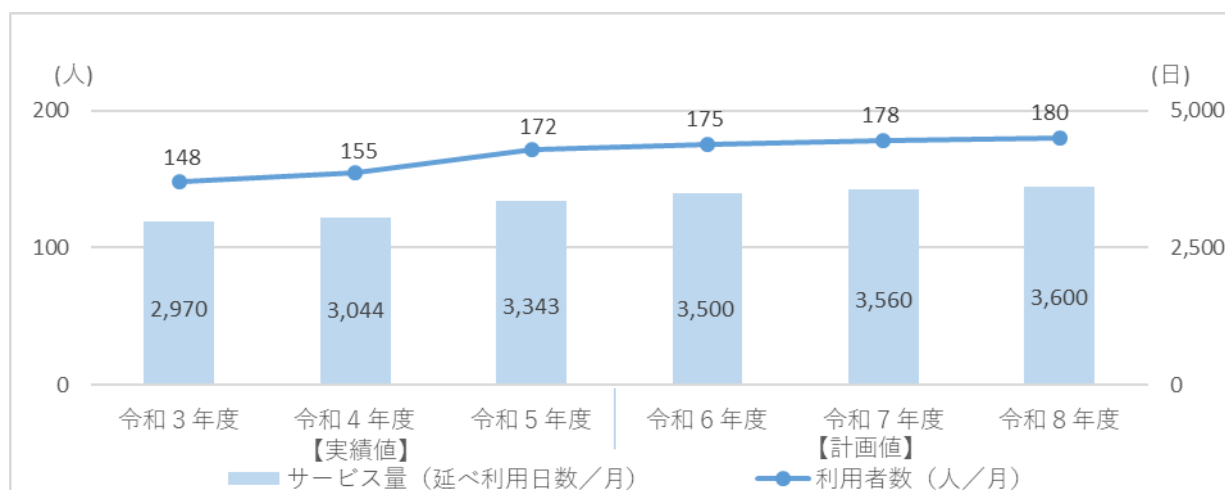
常時介護を必要とする障がい者について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績及び施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均20日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	計画	163	163	163	175	178	180
	実績	148	155	172			
サービス量(延べ利用日数/月)	計画	3,097	3,097	3,097	3,500	3,560	3,600
	実績	2,970	3,044	3,343			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性を見込量確保のための方策]

- より質の高いサービスが提供できるように、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。
- サービスの質の向上を図ることができるよう、研修等を通じて障がいのある人を支える人材の確保・育成を図ります。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

[サービスの内容]

自立訓練（機能訓練）は、社会的リハビリテーションの実施が必要な方が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。

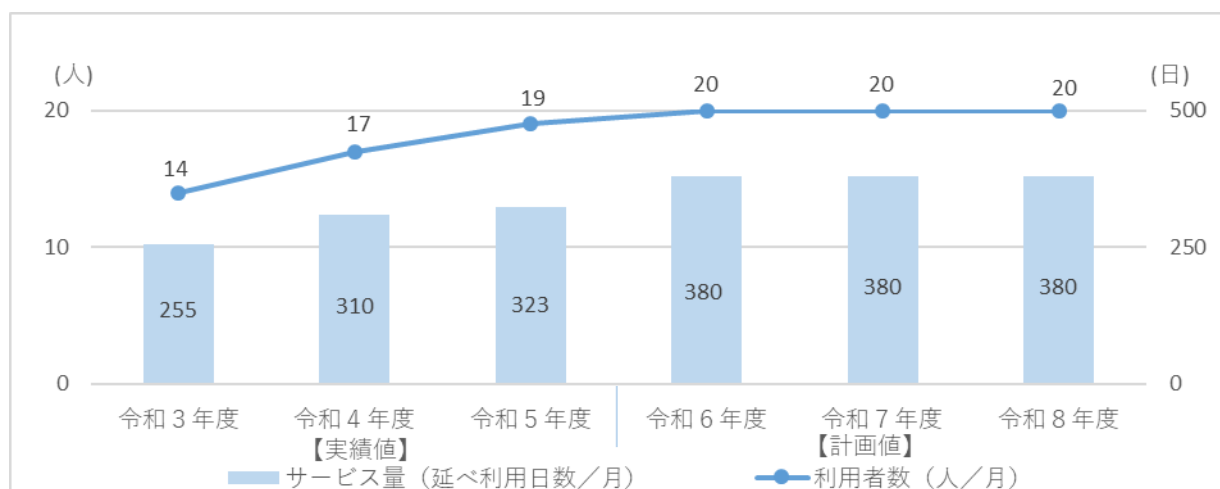
自立訓練（生活訓練）は、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

第6期は、利用者数が増加しており、第7期は地域生活への移行等を勘案して見込んでいます。また、サービス量は第6期における平均伸び率から1人当たりの月平均19日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	12	12	12	20	20	20
	実績	14	17	19			
うち精神障害者		—	—	—	12	12	12
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	228	228	228	380	380	380
	実績	255	310	323			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

○障がい者のニーズに応えられるよう、関係機関と連携して進めていきます。

③ 就労選択支援

[サービスの内容]

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

[計画の見込量における推計方法]

計画期間中における利用者数及びサービス量は、見込んでいません。

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○令和7年度を目途に実施予定のサービスのため、国の情報を見ながらサービス実施の必要性について検討します。

④ 就労移行支援

[サービスの内容]

就労移行支援は、就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

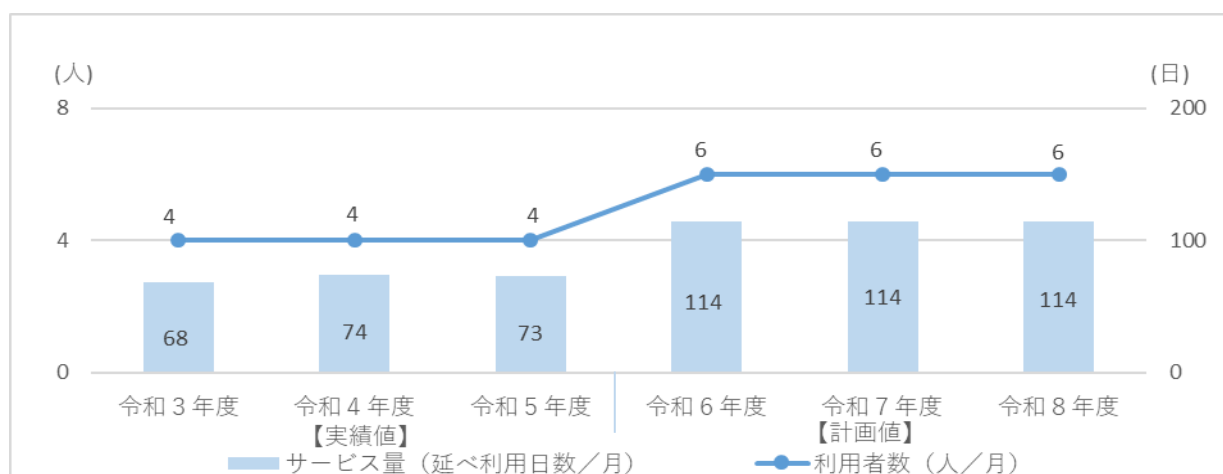
標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間と定められています。

[計画の見込量における推計方法]

第6期は、事業所減少等により利用者数の増減はありませんでした。第7期においては利用予定者の増加等を勘案して見込んでいます。また、サービス量は1人当たりの月平均19日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	7	7	7	6	6	6
	実績	4	4	4			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	133	133	133	114	114	114
	実績	68	74	73			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性を見込量確保のための方策]

○市内に就労移行支援の事業所がないことから、近隣市町の既存の事業所と連携しサービス提供体制の充実に努めます。

○障がい者の就労についての相談支援等、個々の障がいの特性に応じた職業選択の支援に努めます。

⑤ 就労継続支援（A型）

[サービスの内容]

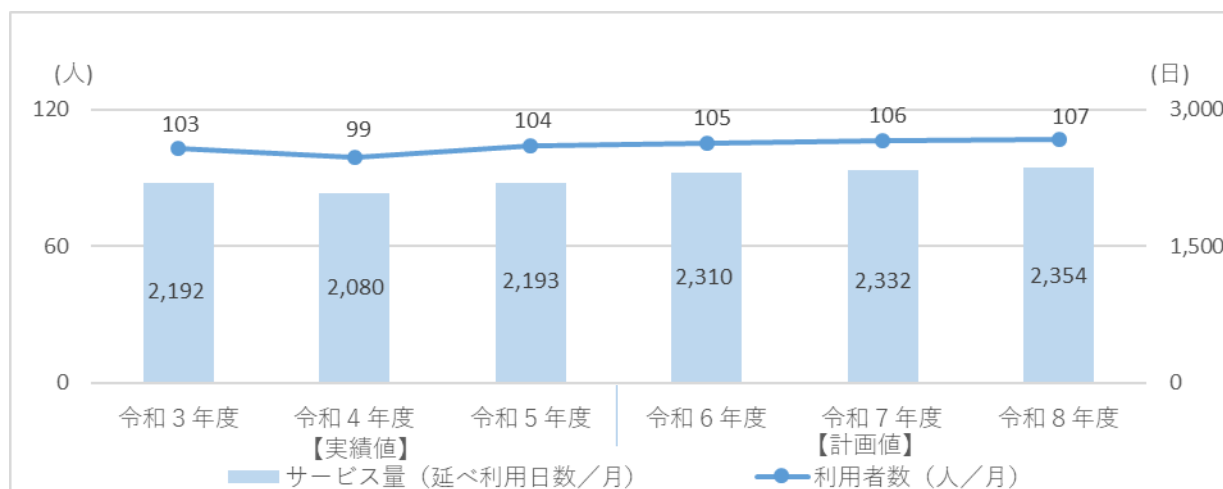
就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

第6期は、利用者数が減少から増加に転じており、第7期においては事業所の新規参入等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの平均月利用日数が増加していることから22日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	100	105	105	105	106	107
	実績	103	99	104			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	2,200	2,310	2,310	2,310	2,332	2,354
	実績	2,192	2,080	2,193			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 既存事業所の拡充に努めるとともに、サービス提供体制の充実に努めます。
- 就労支援におけるサービス内容の適正化や支援の質の向上等に向けた取組を進めます。

⑥ 就労継続支援（B型）

[サービスの内容]

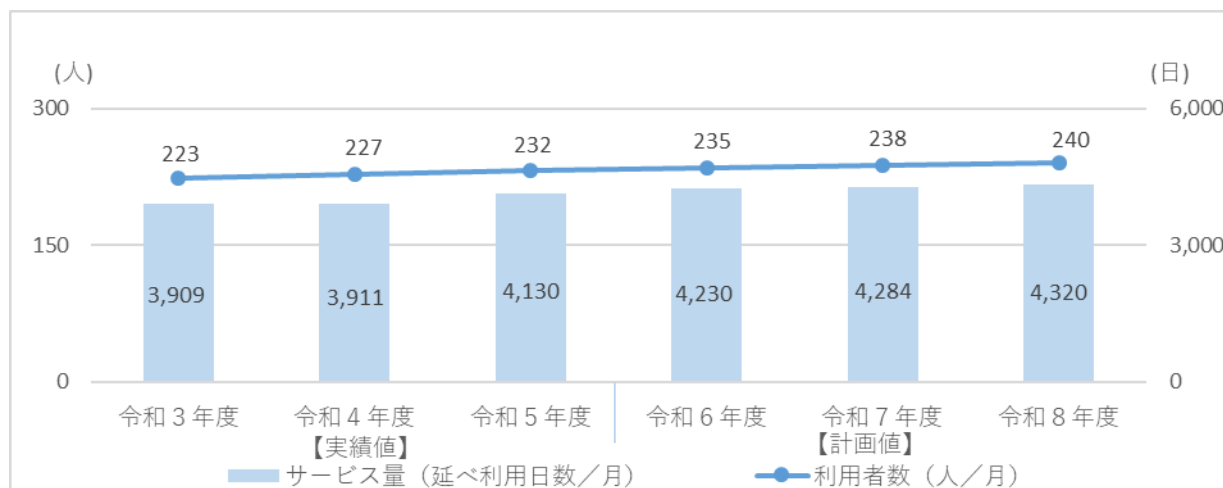
就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

第6期は、利用者数が増加しており、第7期においては事業所の新規参入等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの平均月利用日数が増加していることから18日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	234	237	240	235	238	240
	実績	223	227	232			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	4,212	4,266	4,320	4,230	4,284	4,320
	実績	3,909	3,911	4,130			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。
- 就労支援におけるサービス内容の適正化や支援の質の向上等に向けた取組を進めます。

⑦ 就労定着支援

[サービスの内容]

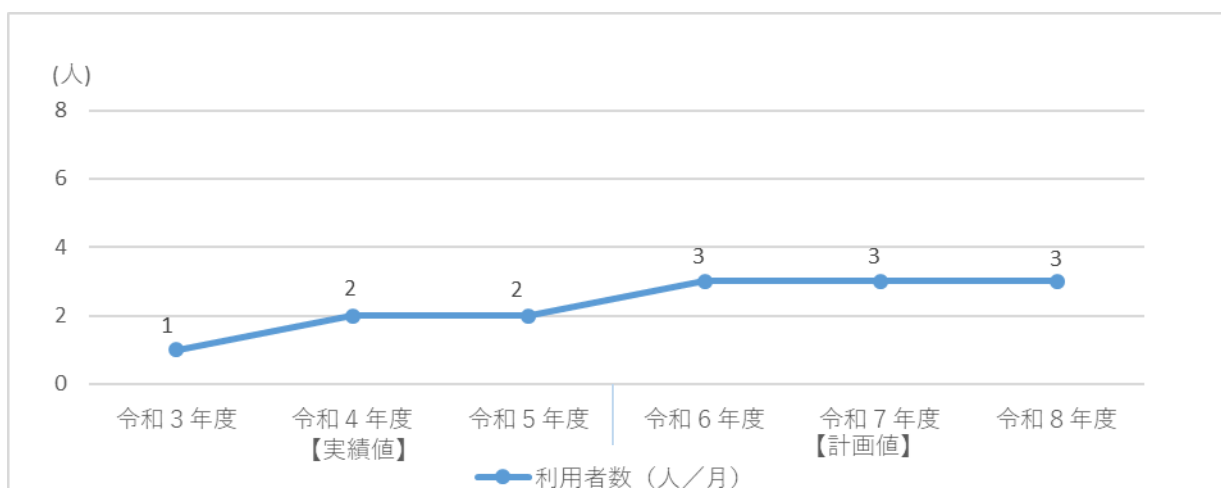
一般就労した障がい者との相談を通じて就労継続に係る課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

国の基本指針に基づき、令和8年度末の利用者数を令和5年度末実績の1.41倍以上利用するものと見込み、第7期の利用者数を見込んでいます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	3	5	8	3	3	3
	実績	1	2	2			

※令和5年度は9月末時点の実人数



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めます。
- 関係事業者と連携しながら、必要なサービス量を確保します。

⑧ 療養介護

[サービスの内容]

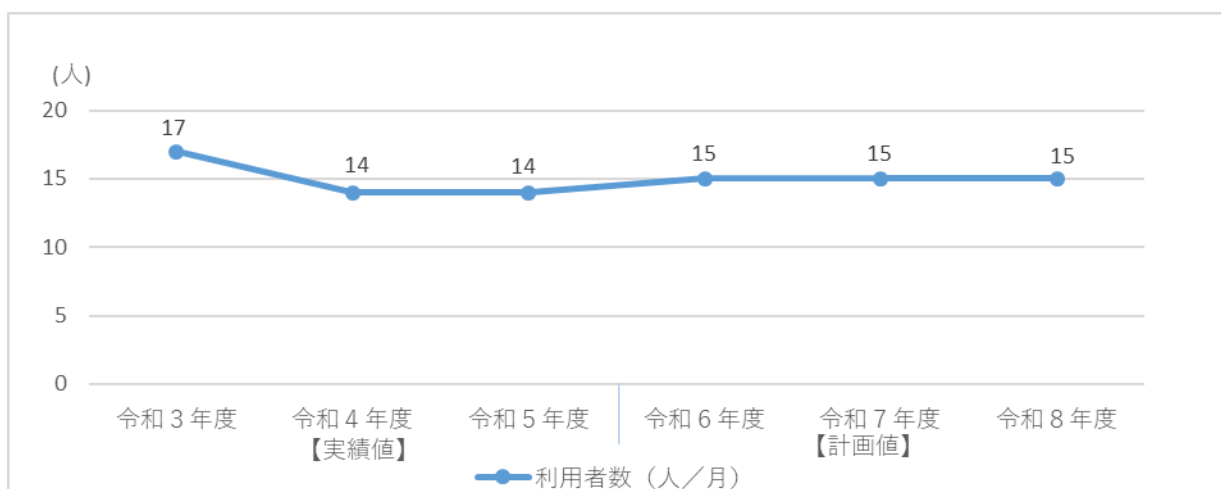
療養介護は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績を勘案し算出、令和6年度から利用者数を1人増加と見込み15人と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	17	17	17	15	15	15
	実績	17	14	14			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○近隣市町の事業所と連携してサービス提供に努めます。

⑨ 短期入所（福祉型）

[サービスの内容]

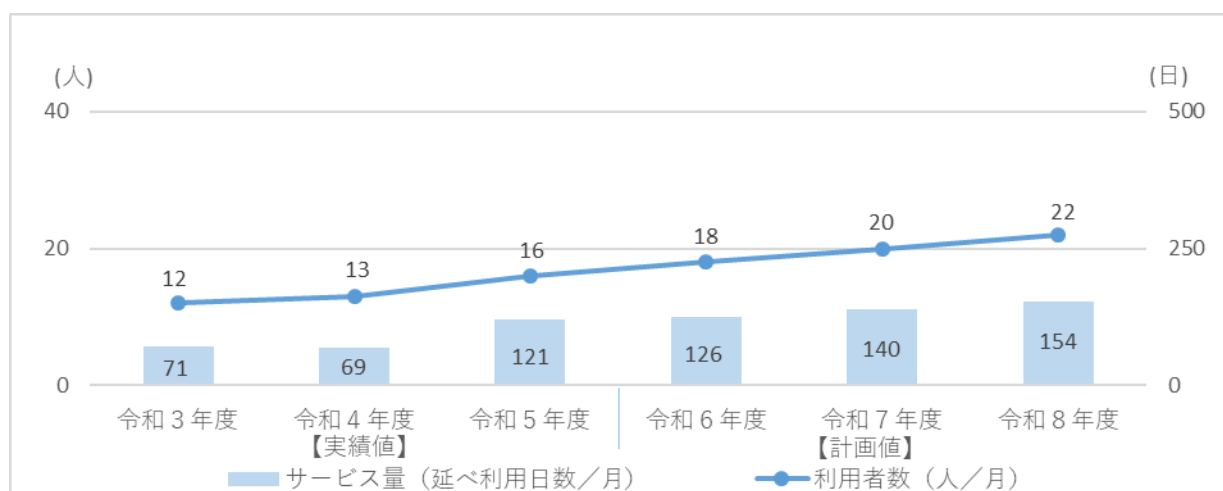
居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への入所が必要な障がい者等を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、施設入所者の地域生活への移行者数や事業所の現状等を勘案し増加見込による算出、サービス量は1人当たりの基本決定日数7日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	27	29	30	18	20	22
	実績	12	13	16			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	189	203	210	126	140	154
	実績	71	69	121			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性を見込量確保のための方策]

- 市民や相談支援事業者等に制度の周知を図ります。
- 各事業所の協力を得ながら全体量を増やし、緊急時に受け入れができる体制確保に努めます。

⑩ 短期入所（医療型）

[サービスの内容]

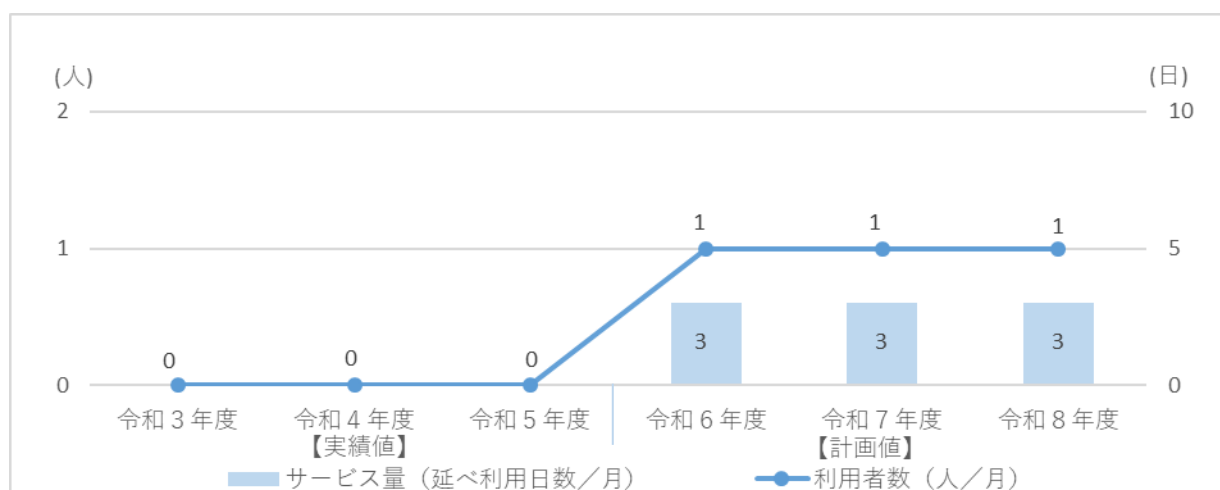
自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合に、医療的ケアが必要な人に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用実績はありませんが、今後の利用を1人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均3日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	0	0	0			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性で見込量確保のための方策]

- 医療的ケアが必要な利用者については、利用できる事業所が限られており、医療機関との連携強化を図りながら事業所の確保に努めます。
- 各事業所の協力を得ながら全体量を増やし、緊急時に受け入れができる体制確保に努めます。

3 居住系サービス

① 自立生活援助

[サービスの内容]

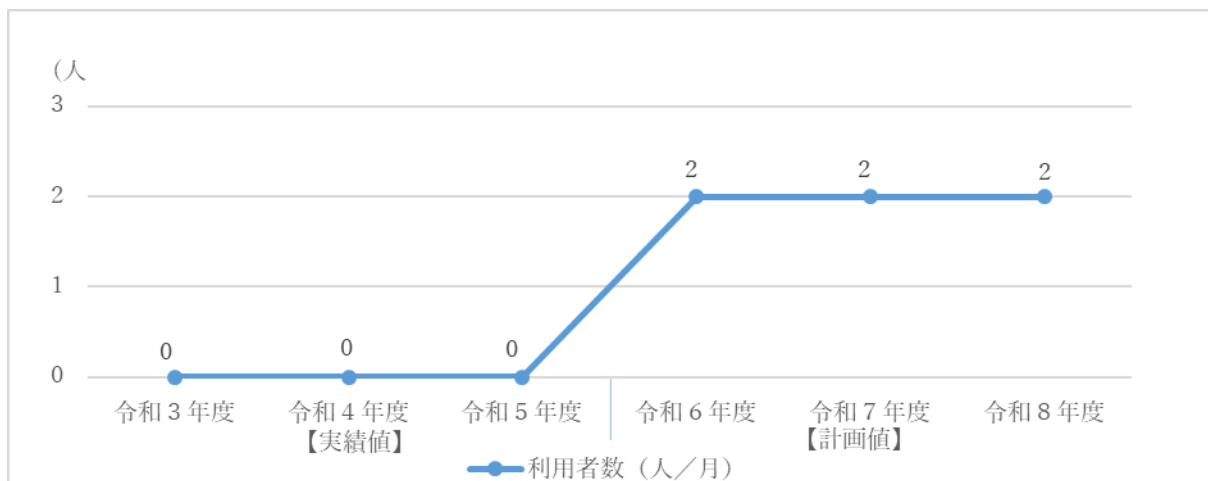
障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度から利用者数を2名見込み、設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	0	0	0			
うち精神障がい者		—	—	—	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性を見込量確保のための方策]

- サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めます。
- 生活介護やグループホームの事業所、あるいは相談支援事業所が担い手となることが期待されており、関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量の確保を図ります。

② 共同生活援助

[サービスの内容]

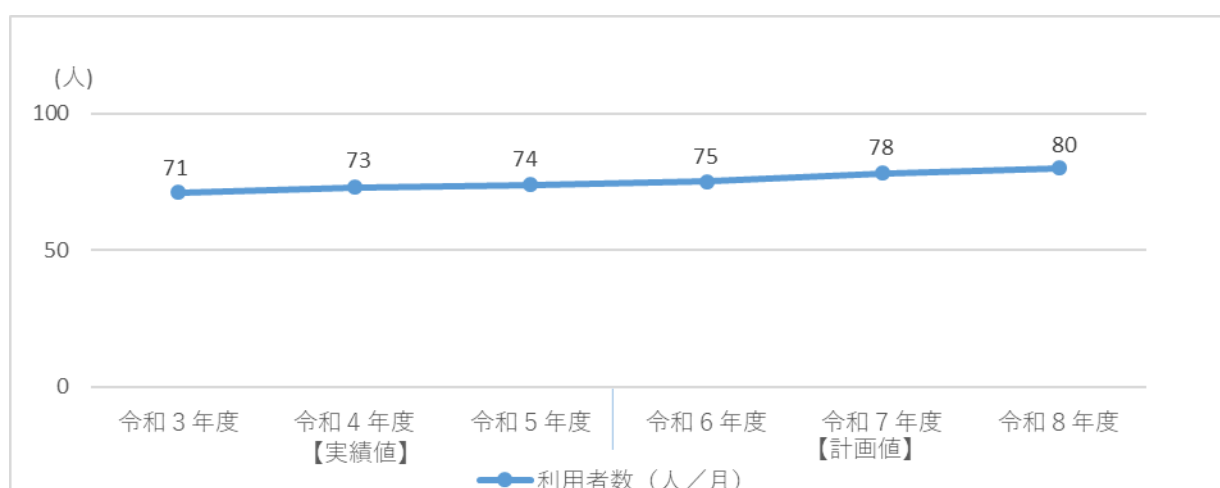
共同生活援助は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

第6期は、利用者数が増加しており、第7期は事業所の新規参入等が予想されることから増加傾向が続くものと見込んでいます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	70	75	80	75	78	80
	実績	71	73	74			
うち精神障がい者		—	—	—	30	31	32

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 地域の受け入れ態勢を充実し、地域移行を推進します。
- 障がいの特性に配慮した施設整備を求める声もあるため、引き続き事業者の協力を得ながら体制の確保に努めます。

③ 施設入所支援

[サービスの内容]

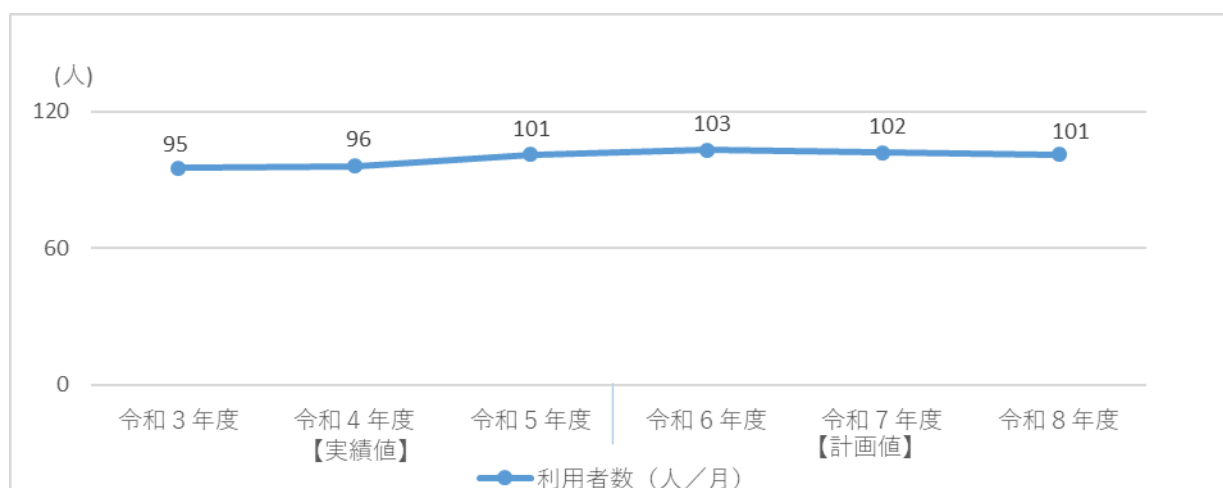
施設入所支援は、施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、増加傾向であり、令和6年度以降も利用者の増加が見込まれますが、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案し、令和8年度の利用者数を1月当たり101人と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	95	94	93	103	102	101
	実績	95	96	101			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性を見込量確保のための方策]

○地域の受け入れ態勢を充実し、地域移行を推進します。

4 相談支援

① 計画相談支援

[サービスの内容]

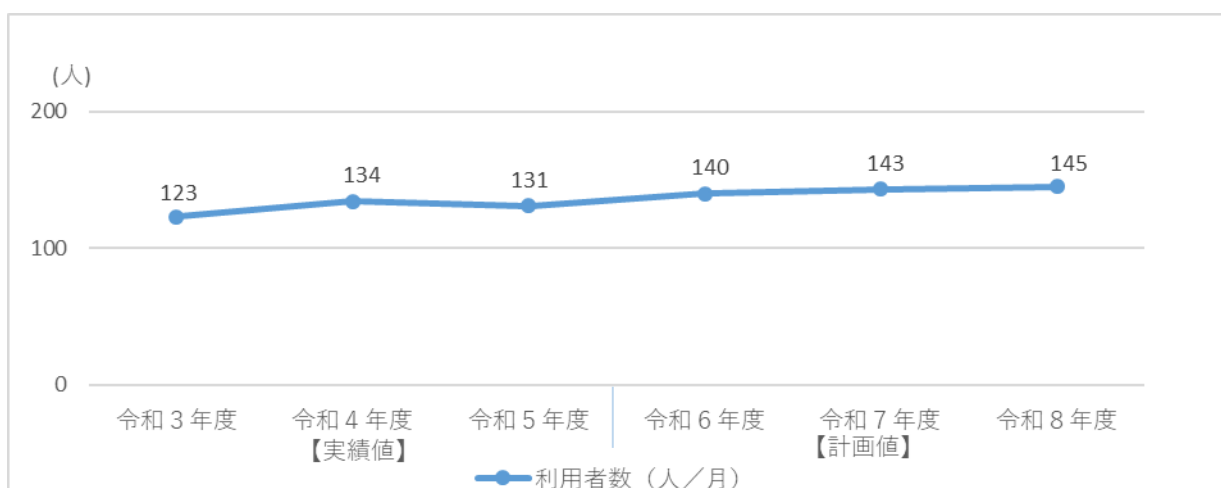
計画相談支援は、障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績や事業所の現状等を勘案し算出、令和8年度の見込みを1月当たり145人と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	140	143	145	140	143	145
	実績	123	134	131			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。
- 相談支援専門員の確保につながる支援の充実に努めます。

② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

【サービスの内容】

地域移行支援は、入所している障がい者又は入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。

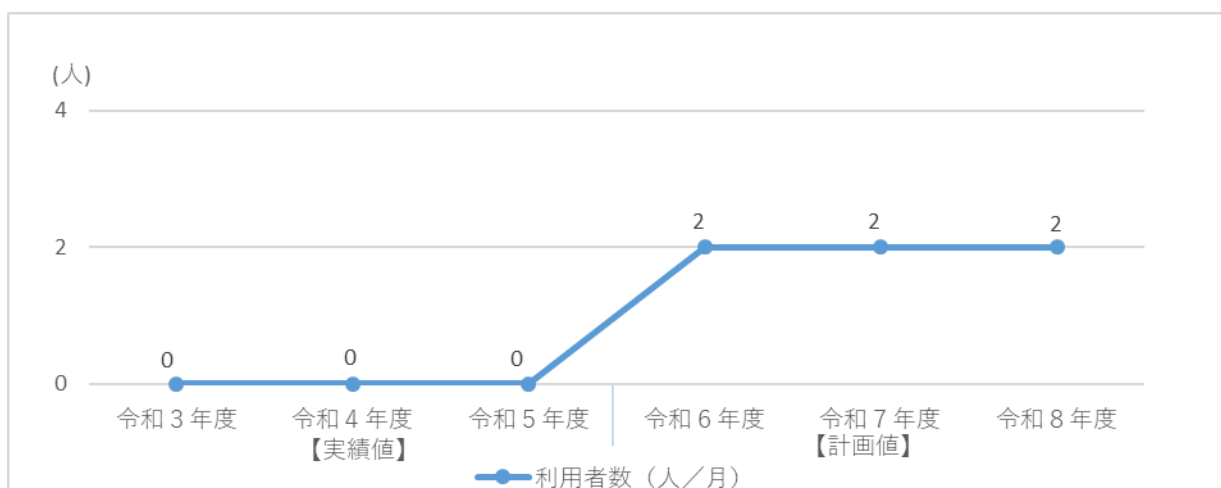
地域定着支援は、居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

【計画の見込量における推計方法】

施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度から利用者数の増加を見込み設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	2	3	4	2	2	2
	実績	0	0	0			
うち精神障がい者		—	—	—	1	1	1

※令和5年度は9月末時点の平均値



【今後の方向性を見込量確保のための方策】

- 市民と相談支援事業者等に広く事業の周知を図り、サービス利用を促進します。
- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

5 障がい児通所支援

① 児童発達支援

[サービスの内容]

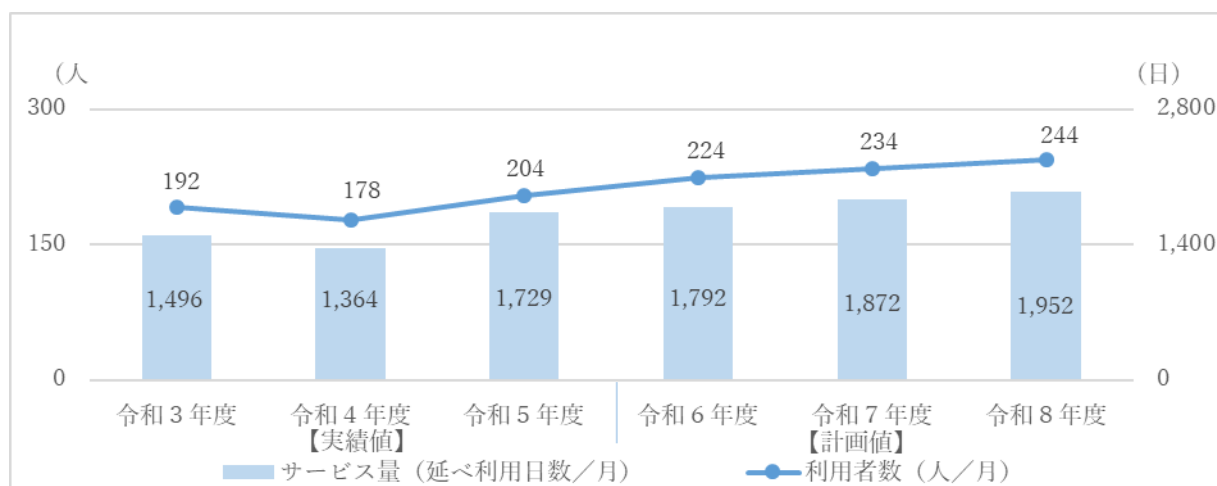
集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績及び障がい児の増加や利用ニーズ、事業所の新規参入等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均8日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	212	218	224	224	234	244
	実績	192	178	204			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	1,484	1,526	1,568	1,792	1,872	1,952
	実績	1,496	1,364	1,729			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 利用者の増加に対応するため、サービス提供体制の充実に努めます。
- 研修や育成指導等を通じて、事業所の支援の質の向上を図ります。

② 放課後等デイサービス

[サービスの内容]

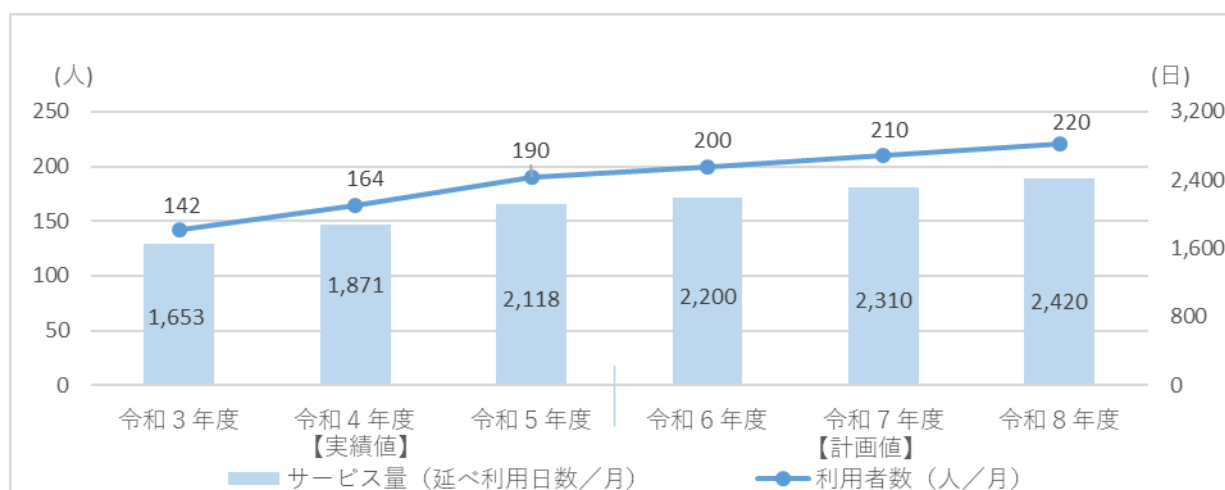
就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績及び事業所の新規参入等を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均11日を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	140	160	180	200	210	220
	実績	142	164	190			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	1,680	1,920	2,160	2,200	2,310	2,420
	実績	1,653	1,871	2,118			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 利用者の増加に対応するため、サービス提供体制の充実に努めます。
- 医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障がい児を対象とした事業所との連携を図ります。

③ 保育所等訪問支援

[サービスの内容]

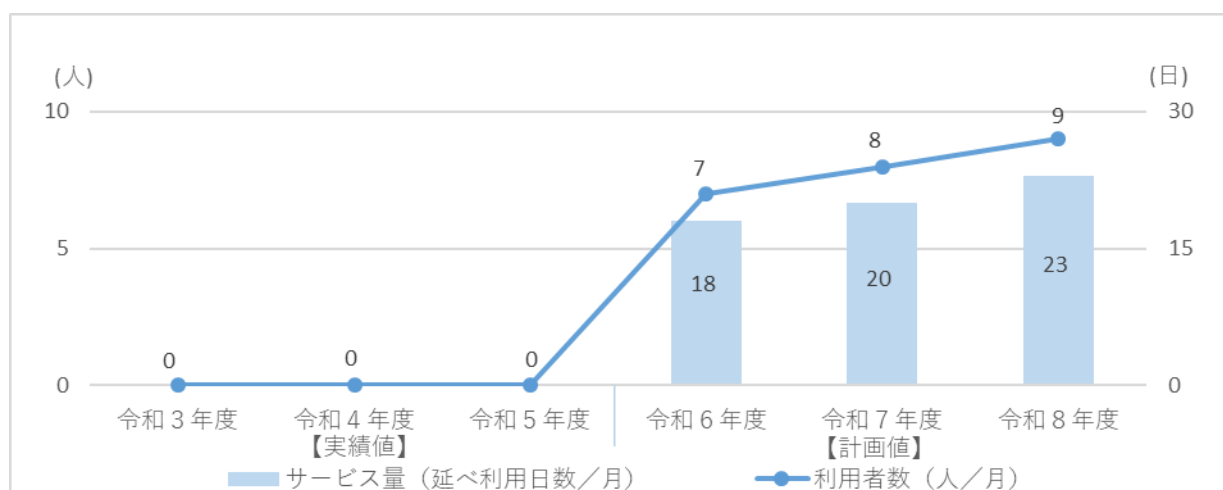
保育園、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

これまでの利用実績はありませんが、令和5年10月から利用者が徐々に増えてきており、利用のニーズを勘案し、令和6年から7名の利用を見込み、サービス量は1人当たりの月平均2.5日を利用者数に乘以設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	1	1	1	7	8	9
	実績	0	0	0			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	4	4	4	18	20	23
	実績	0	0	0			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性を見込量確保のための方策]

- サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。
- 研修や育成指導等を通じて、事業所の支援の質の向上を図ります。

④ 居宅訪問型児童発達支援

[サービスの内容]

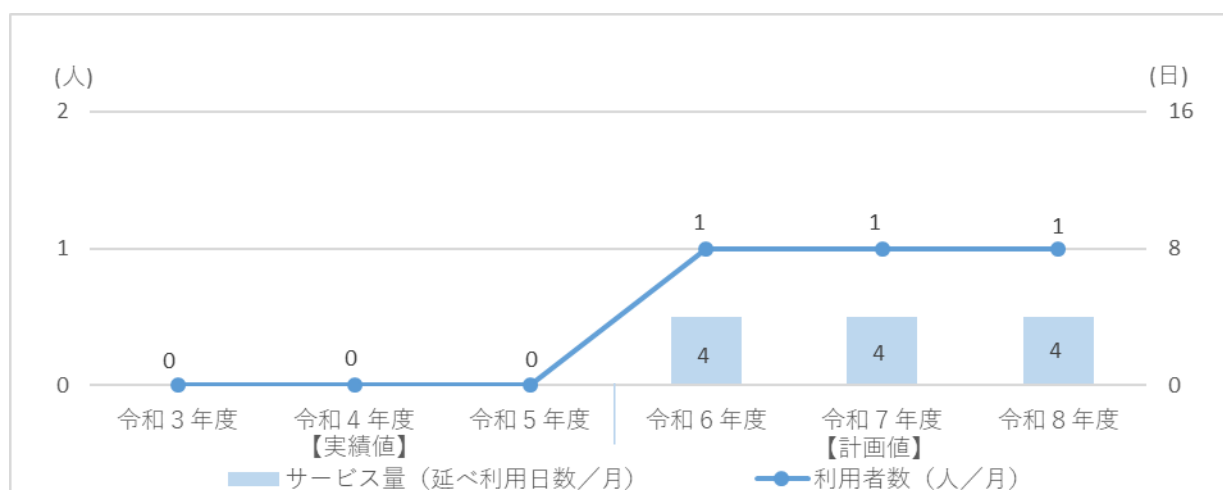
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

これまでの利用実績はありませんが、医療的ケア児の利用ニーズ等を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、前回計画同様、令和6年度から利用者を1人見込み設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
サービス量（延べ利用日数/月）	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	0	0	0			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

- 市民や関係事業者等に対し、制度の周知と利用促進を図ります。
- 重症心身障がい児のニーズに対応するため、事業所との連携を図ります。

6 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援

[サービスの内容]

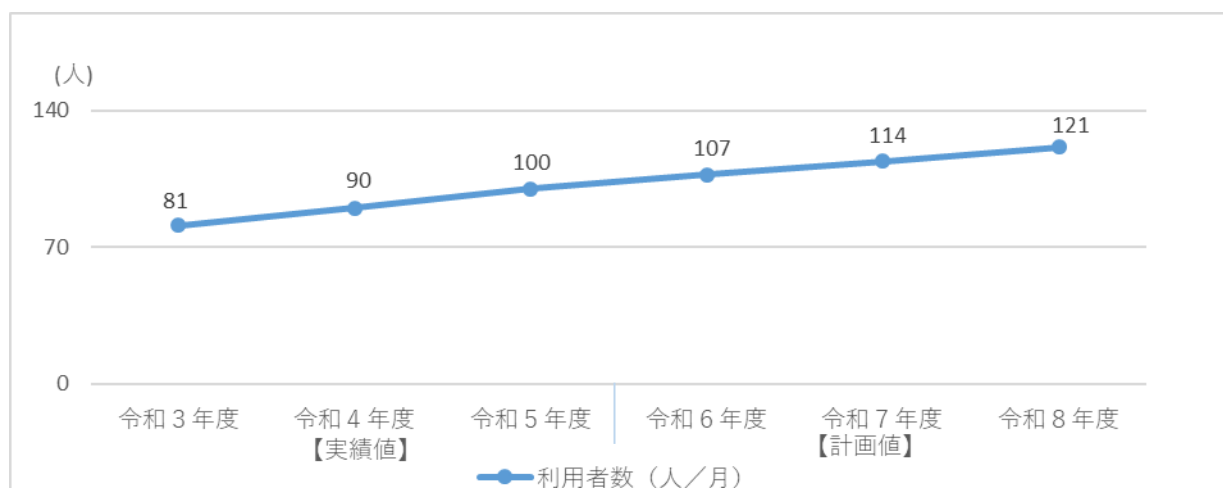
障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績及びサービス利用の増加を勘案し、今後の利用者の増加を見込み、令和8年度の見込みを121人と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	94	97	99	107	114	121
	実績	81	90	100			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性で見込量確保のための方策]

○身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

○県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

[サービスの内容]

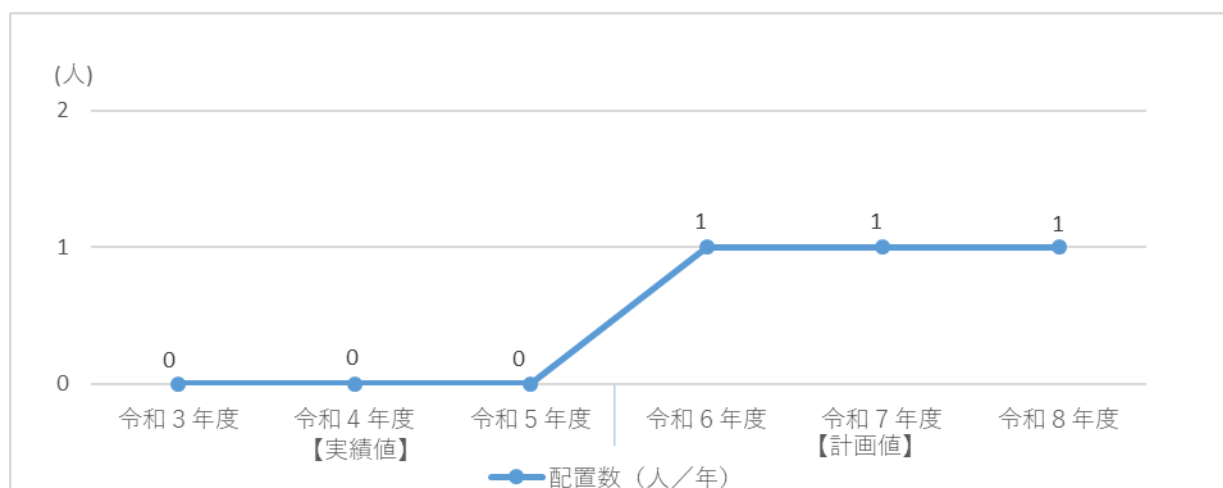
医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

[計画の見込量における推計方法]

国の目標設定に基づき、令和6年度以降の計画値を配置数1人と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置数(人/年)	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和5年度は9月末時点の平均値



[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○近隣自治体や関係機関等と連携・調整し、計画期間内の配置を目指します。

7 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、市町村が主体となる法定化された事業で、地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて実施しているものです。

① 相談支援事業

[サービスの内容]

○障がい者相談支援事業

障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障がい福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、相談などの業務を総合的に行います。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門的職員を基幹相談支援センターに配置します。

また、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

[計画の見込量における推計方法]

これまでの利用実績に基づき、引き続き実施箇所を1か所見込み設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業実施箇所数	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	2	1	1			
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画	—	—	—	実施	実施	実施
	実績	—	—	実施			

※令和3年度の2事業所のうち1事業所は住所地特例に係る市外事業所での利用分、令和5年度は9月末時点の平均値

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○障がい者に関する様々な相談窓口の中核的な機関として、継続して事業が実施できる体制を確保します。

② 成年後見制度利用支援事業

[サービスの内容]

知的障がい・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

[計画の見込量における推計方法]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和8年度の利用者数を3人見込み設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	計画	1	1	1	1	2	3
	実績	0	0	0			

※令和5年度は9月末時点の実績

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○障がいのある人が制度を利用し、希望した生活が送れるよう、制度の周知と利用促進に努めます。

③ 意思疎通支援事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

[サービスの内容]

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳等の方法により、支援が必要な人とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績より見込み算出、令和6年度以降の見込みを72人/年と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	計画	80	80	80	72	72	72
	実績	93	93	29			

※令和5年度は9月末時点の実績

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○手話通訳を必要とする障がい者の利便性を図るため、県視聴覚障害者情報センターと連携し、広域的な派遣を行えるよう取り組みます。

イ) 手話通訳者設置事業

[サービスの内容]

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、市役所に手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、関係機関との連絡調整を行う事業です。

[計画の見込量における推計方法]

手話通訳者の設置は、引き続き1人/年と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者数(人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

※令和5年度は9月末時点の実績

[今後の方向性で見込量確保のための方策]

○意思疎通支援を担う人材の育成に向けた取組を進めます。

④ 日常生活用具給付事業

[サービスの内容]

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

○介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者と介助者が容易に使用でき実用性があるものです。

○自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者と介助者が容易に使用でき実用性があるものです。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養などを支援するものであって、利用者と介助者が容易に使用でき実用性があるものです。

○情報・意思疎通支援用具

点字器や視覚障がい者用拡大読書器など、障がいのある人の情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具であって、利用者と介助者が容易に使用でき実用性があるものです。

○排泄管理支援用具

ストマ用装具や紙おむつなど、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者と介助者が容易に使用でき実用性があるものです。

○住宅改修

障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績より勘案し、設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 利用者数（人/年）	計画	3	3	3	2	2	2
	実績	2	2	1			
自立生活支援用具 利用者数（人/年）	計画	16	16	16	6	6	6
	実績	6	3	2			
在宅療養等支援用具 利用者数（人/年）	計画	10	10	10	12	12	12
	実績	8	8	12			
情報・意思疎通支援用具 利用者数（人/年）	計画	4	4	4	6	6	6
	実績	1	6	2			
排泄管理支援用具 利用者数（人/年）	計画	1,500	1,500	1,500	1,496	1,496	1,496
	実績	1,460	1,496	1,482			
住宅改修 利用者数（人/年）	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和5年度は9月末時点の実績又は見込み値

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○利用者の多様なニーズに対応できるよう必要な見直しを行うなど、適切な事業の実施に努めます。

⑤ 手話奉仕員養成講座

[サービスの内容]

一般の市民を対象とした手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成することで聴覚障がい者の福祉向上を図る事業です。

[計画の見込量における推計方法]

修了者数は実績等を勘案し、令和6年度以降の修了者数20人/年と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座開催数（回/年）	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			
修了者数（人/年）	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	21	13	24			

※令和5年度は9月末時点の実績

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○受講者の増加を図るため、市の広報紙やホームページ等を活用し、事業の周知に努めます。

⑥ 移動支援事業

[サービスの内容]

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績等を勘案し算出、利用時間は、1人当たりの月平均8時間を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	計画	10	10	10	8	9	10
	実績	4	7	6			
利用時間（時間／月）	計画	70	70	70	64	72	80
	実績	36	58	42			

※令和5年度は9月末時点の平均値

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○事業所等とも連携を図り、支援を必要とする人がサービスに繋がるよう努めます。

⑦ 地域活動支援センター事業

[サービスの内容]

利用者に対して創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は利用実績等を勘案し、設定しました。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ⅰ型	実施箇所（箇所）	計画	2	2	2	1	1	1
		実績	2	1	1			
	利用者数（人／月）	計画	300	300	300	150	150	150
		実績	187	137	102			
Ⅱ型	実施箇所（箇所）	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	利用者数（人／月）	計画	60	60	60	10	13	15
		実績	4	4	3			

※令和3年度のⅠ型の2事業所のうち1事業所は住所地特例に係る市外事業所での利用分、令和5年度は9月末時点の平均値

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○継続的な運営となるように、広報・啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図り、利用状況の把握に努めます。

⑧ 福祉ホーム事業

[サービスの内容]

家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行う事業です。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、これまでの利用実績から、今後の増加はないと見込み、令和6年度以降を1人と設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	2	2	1			

※令和5年度は9月末時点の平均値

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○現在の利用者が継続して利用できるように努めます。

⑨ 日中一時支援事業

[サービスの内容]

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数は、利用実績や事業所の増加見込等を勘案し算出、利用時間は、1人当たりの月平均4.5時間を利用者数に乘じ設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	計画	63	63	63	40	45	50
	実績	19	27	35			
利用時間（時間/月）	計画	140	140	140	180	203	225
	実績	86	117	152			

※令和5年度は9月末時点の平均値

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○他の障がい福祉サービス等と連動して障がい者等の日中の生活を支える取組を行います。

⑩ 点字・声の広報等発行事業

[サービスの内容]

点訳版や音声訳版の市の広報等を定期的に提供する事業です。

[計画の見込量における推計方法]

利用者数はこれまでの実績に基づき、令和 8 年度の点字版広報実利用者数 1 名、音声版広報実利用者数を 3 名見込み、設定しました。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
点字版広報実利用者数 (人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
音声版広報実利用者数 (人/年)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3			

※令和 5 年度は 9 月末時点の平均値

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○制度の周知を図り、必要とする人が円滑に事業の利用ができるよう努めます。

⑪ 自動車運転免許取得助成事業

[サービスの内容]

障がい者等が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

[計画の見込量における推計方法]

利用人数は利用実績等を勘案し、設定しました。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	1			

※令和 5 年度は 9 月末時点の実績

[今後の方向性と見込量確保のための方策]

○制度の周知を図り、必要とする人が円滑に事業の利用ができるよう努めます。

⑫ 自動車改造助成事業

[サービスの内容]

重度の身体障がい者が就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、操向装置又は駆動装置等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

[計画の見込量における推計方法]

利用人数は利用実績等を勘案し、設定しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	2	0			

※令和5年度は9月末時点の実績

[今後の方向性を見込量確保のための方策]

○制度の周知を図り、必要とする人が円滑に事業の利用ができるよう努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO法人等の様々な団体との協働体制の強化に取り組むとともに、地域住民や企業等に対する普及啓発により、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図っていきます。

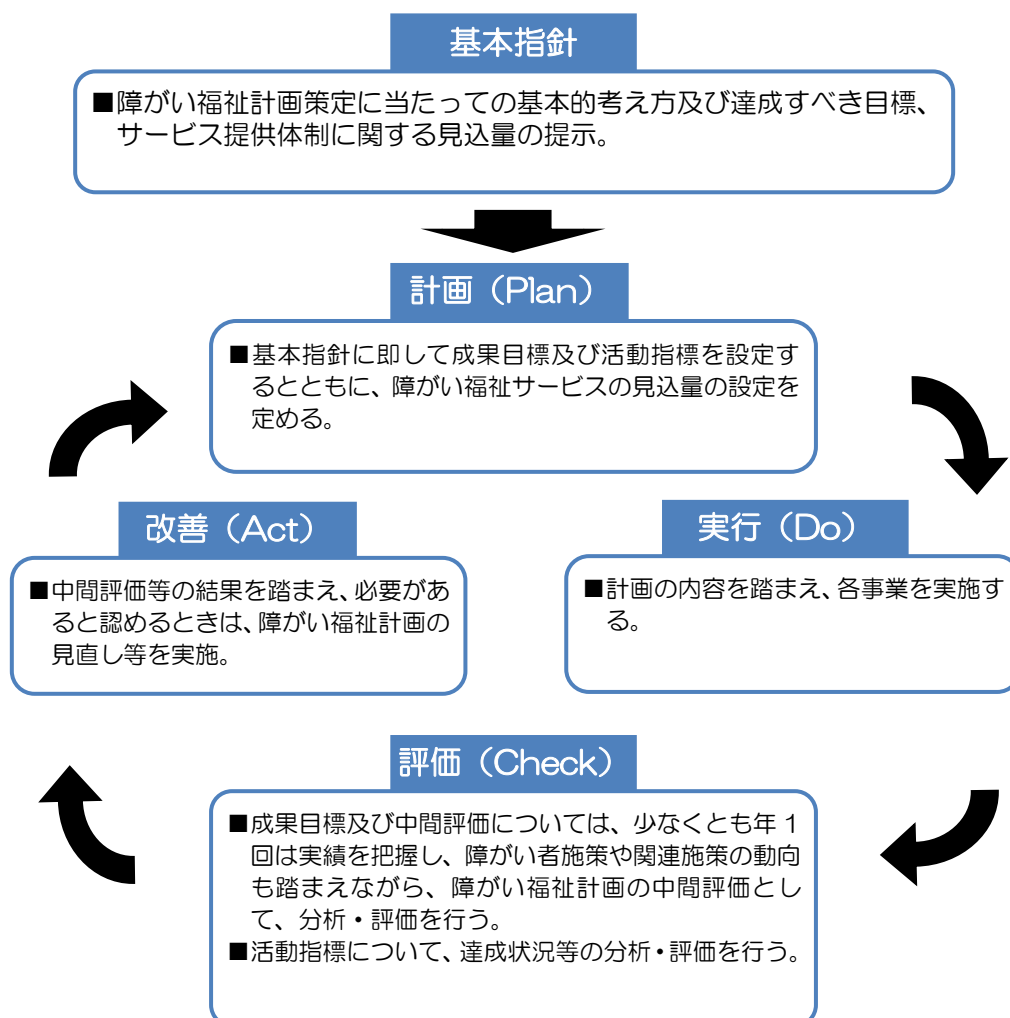
2 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図り、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう環境づくりの推進を図っていきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

本計画は、障害者総合支援法に規定するPDCAサイクルの方式により、計画の評価、評価を踏まえた計画の見直し等が求められています。

本計画に基づく各施策の実施状況等について進捗管理を行い、市ホームページを通じて年度ごとの事業実績を公表し、必要に応じて計画の見直し等を実施していきます。



資料編

1 出水市障害者計画等検討委員会委員名簿

選出区分	No	氏名	役職等
(1) 学識経験を有する者	1	なかむら のぶひろ 中村 信洋	県介護支援専門員協議会出水 支部教育研修部理事
	2	いはら しんたろう 伊原 慎太郎	出水市社会福祉協議会事務局 総務課長
(2) 出水郡医師会が推薦する者	3	あさくら たかひろ 朝倉 孝弘	出水郡医師会立第二病院院長
(3) 障がい者及び障がい者 団体関係者	4	かたの さか かすたか 片野坂 和孝	出水市手をつなぐ育成会 副会長
	5	うねもと はるこ 植元 春子	出水地区聴覚障害者協会 会長
	6	いなだ こうし 稲田 耕司	出水地区精神障害者家族会 みちづれ会会長
(4) 保健、医療、福祉及び 労働関係者	7	さきはら りえ 笹原 利恵	出水市基幹相談支援センター 「集」副センター長
	8	おの みちこ 尾野 みち子	出水地区療育・福祉ネットワ ーク会議代表
	9	さが せいいちろう 佐賀 誠一郎	出水商工会議所 専務理事
(5) 関係行政機関の職員	10	わたなべ しょういち 渡邊 正一	出水公共職業安定所所長
	11	おく まさはる 奥 政治	出水特別支援学校校長
	12	いわまつ よういち 岩松 洋一	北薩地域振興局 保健福祉環境部長
(6) その他市長が必要と 認める者	13	たきもと としはる 滝本 俊治	出水市自治会連合会 事務局長
	14	なかざと みちあき 中里 道昭	出水市民生委員児童委員協議 会連合会理事

2 用語解説

あ行

育成医療

18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来身体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や自宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に含むことを指す。

ADHD（注意欠陥多動性障がい）

Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状がみられる障がい。

NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

LD（学習障がい）

Learning Disabilitiesの略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称。

ガイドヘルパー

全身性障がいを持つ方、視覚障がい・知的障がいを持つ方など一人で外出するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う人のこと。「移動介護従事者」とも呼ぶ。

機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

グループホーム

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、数人の障がい者が一定の経済的負担をおって共同で生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活の支援が行われる。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組のこと。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

自閉症スペクトラム

人とのコミュニケーションが苦手・物事に強いこだわりがあるといった特徴を持つ発達障がいの1つ。

自立支援協議会

障がい福祉に係る関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的に提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障がい福祉計画を、都道府県は都道府県障がい福祉計画を策定することが義務付けられている。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティとは「利用のしやすさ」のことで、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページで提供されている情報にアクセスし利用できること。

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

身体障がい者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

生活習慣病

生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義され、代表的な病気としては、虫歯、歯周病、骨粗しょう症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がんなどがある。かつては加齢とともに発症・進行すると考えられて「成人病」と呼ばれていたが、若い人でも発症し、子どもの頃からの悪い生活習慣の蓄積がその発症に大きく関わっていることが分かり、平成8年に、生活習慣病という名称に変わった。

生産年齢人口

各国の国内で行われている生産活動に就いている中核の労働者となるような年齢の人口のこと。

精神障がい者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

精神障がい者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、既に判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

相談支援事業所

ご本人・ご家族などからの相談に応じて、障がい福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

聴覚平衡障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

な行

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がい者もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送ることができるように、共に暮らし、共に生きる社会こそが普通であるという福祉の考え方（概念）のこと。

発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続きのこと。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

バリアフリー新法

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）といい、交通バリアフリー法（平成12年法律第68号）とハートビル法（平成6年法律第44号）を統合・拡充した法律のこと。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

ヘルプカード・ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、障がい等の特性に応じた支援を受けやすくなるよう作成されたマーク。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がいのある人または知的障がいのある人を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の2.3%（令和6年からは2.5%）。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、車椅子、歩行器など。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけではなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における児童委員に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

ライフサイクル

人が生まれ育ち青年期を迎え、やがて成人し、さらに老年の円熟を経て死に至る過程の事をいう。人生周期または生活周期と訳される。

ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

レスパイト

一時中断、延期、小休止などを意味する英語。日本では主に育児、介護、障がい、医療の分野で使われる。

出水市障がい者計画
障がい福祉計画（第7期）
障がい児福祉計画（第3期）
（令和6年度～令和8年度）

- 発行年月日 令和6年3月
 - 発行 行 鹿児島県 出水市
 - 編集 集 保健福祉部 福祉課
〒899-0292
鹿児島県出水市緑町1番3号
TEL：0996-63-2111（代）
FAX：0996-63-4122
-